

新年祭
年ゴヒノマ
ツリ、年穀
ノ豊熟ヲ祈
リ全國官國
幣社ノ諸神
ニ祈ル
祝詞
ノリトゴト
天孫降臨ノ
トキ弓矢ヲ
持テ前驅セ
ル神、大伴
連ノ祖
兒嶋高德
吉野朝ノ忠
臣備後ノ人
志士仁人云
々ノ語ハ高
徳ガ衆ヲ率
キテ舟坂山
ニ參ル時ノ
語ナリ

ノ神器ヲ天孫瓊瓊杵尊ニ傳玉ヘルヤ、寶祚之隆、與ニ天壤無レ窮ノ御誓アリ。サレハ漢土・
天竺ノ臣道ハ吾知ラズ。皇國ニ於テハ寶祚素ヨリ無窮ナレバ、臣道モ亦無窮ナルコト深ク思
ヲ留ムヘシ。更ニ又新年祭ノ祝詞ニ謂ヘル、狹國ハ廣ク、峻國ハ平ク、嶋ノ八十嶋墜事
無、マタ遠國ハ八十綱打掛テ引寄如レ事ナトイフコト、徒ニ考フベカラズ。臣道イカニソ
ト問ハ、天押日命ノコトタテニ、海行ハ水ツク屍、山行バ草ムス屍、大君ノヘニコソ死ナメ、
ノドニハ死ナシ。是ナン臣道ナラン。扱中世以來漢籍大ニ世ニ行ハレ、殊孔夫子ヲ道ノ宗師
ト仰クニソ、論語ハ先儒モ最上至極宇宙第一ノ書ト稱セラレタルカ、其言ニ感セシ人モ少ナ
カラス。中ニモ兒嶋高德ノ志士仁人有ニ殺レ身以爲仁。見レ義不レ爲。無レ勇也。ノ如ク、加藤、
前田ノ可ニ以託ニ六尺之孤。可ニ以寄ニ百里之命。臨ニ大節ニ而不レ可レ奪。ノ如キハ、實ニ吾黨ノ
師ト云フヘシ。頃已レ罪アリテ獄ニ下リ、無事間暇ナレハ、書ト筆研トヲ隨ヘテ靜坐シ、
思出スマニヽ數條ヲ著錄スルコトシカリ。

孟子盡心篇。桎梏死者。非ニ正命也。朱子曰。如四孟子說。桎梏而死者非ニ正命也。須ニ是看ニ得
孟子之意如何。且如ニ公治長。雖レ在ニ縲絏。非ニ其罪也。若當時公治長死ニ於縲絏。不レ成レ說三
他不ニ是正命。有罪無罪。在レ我而已。古人所ニ以殺レ身以成仁。朱子ノ語預メ吾輩ノ地ヲナ

スニ似タリ。然トモ有罪無罪ハ天下後世ノ公論ニ附スヘシ。己則彊爲善而已矣。
世ノ不忠不義、祿ヲ保シ身ヲ顧ルモノ、動スレハ輒曰。明哲保レ身ト。張禹、胡廣、孔光ノ
漢室ニ於ケルカ如キ是ナリ。余極メテ此種ノ言ヲ惡ム。余嘗テ烝民ノ詩ヲ攷フルニ既明且哲。
以保ニ其身ノ二句アリ。此詩ハ宣王、樊侯仲山甫ニ命シテ城ヲ齊ニ築ク時、尹吉甫ノ作リテ
送リシ詩ナレハ、カク芽出度詠スルモ固ナリ。且朱子曰。保レ身蓋順レ理以守レ身。非ニ趨利
避レ害而偷以全レ軀之謂也。又曰。明哲保レ身。亦只是常法。若到ニ那舍レ生取レ義。又不ニ如レ此
論。然レハ張禹輩ノ口實トルハ、朱子亦是ヲ惡メリ。

公治長
周代ノ人字
ハ子長、孔
子ノ弟子、
曾テ縲絏ニ
遭フ孔子其
罪ニ非ザル
ヲ言ヒ子ヲ
以テ妻ス
張禹
漢代ノ人、
字ハ子文、
安昌侯ニ封
ゼラル
胡廣
字ハ伯始、
安帝ノ時定
策ノ功ヲ以
テ侯ニ封ゼ
ラル、台ニ
在ル三十餘
年六帝ニ歷
仕ス
孔光
字ハ子夏、
成哀平三朝
ニ歷仕シ御
史大夫ニ至

ナリ。因テ張士誠傳ヲ閲スルニ、士誠率_ニ諸弟及壯士李伯昇等十八人_一殺_ニ丘義_一。并勦_ニ滅_ス諸
仲山甫
 宣王ノ舅、
 尹吉甫ノ詩
 ニ曰「惟嶽
 降神、生甫
 及申」ト
伊吉甫
 房陵ノ人、
 宣王ヲ輔ケ
 周室中興ノ
 業ヲ建ツ
論語
 泰伯第八ニ
梅福
 字ハ子眞、
 上書シテ王
 莽ノ專政ニ
 及ブ
朱雲
 字ハ游平、
 張禹ノ帝傳
 ヲ以テ權ヲ
 專ラニスル
李伯昇
 ヲ彈劾ス
 元代、順帝
 論語ニ天下有レ道。則庶人不_{セズ}議。ト云ヘリ。然レハ無道ノ世、公卿侯伯、正論ヲ天下ニ明カ
 ニスルコト能ハズンハ、庶人ノ橫議スルモ強テ尤ムヘキニ非ス。唐ノ代宗ノ時、晉州男子詢
 謨持_ニ竹筍葦席_一。行哭_{シテ}長安市_一。曰。獻_ニ三十字_一。一字言ニ一事_一。卽不_レ中。以_レ筍貯_フ屍。席裏弃
 レ之。代宗召見。言_レ團者願_フ罷_ニ團練使。監者願_フ罷_ニ監軍_一之類ト云ヘリ。奇事ト云フヘシ。且
 代宗ノ召見スル尤モ後世ノ及ハサルコトナリ。又宋ノ哲宗嘗テ罪ナクシテ孟皇后ヲ廢ス。徽
 宗ノ初メ布衣何文政。上_{リテ}書言_レ之。遂詔復_ニ哲宗廢后孟氏_一。爲_ニ元祐皇后_一。此類庶人事ヲ議ス
 ル、史書未ダ曾テ是ヲ尤メズ。然レハ不_レ在_ニ其位_一。不_レ謀_ニ其政_一ト云モ大法ヲ云フノミトミヘ

タリ。今日ノ天下正ニ庶人事ヲ議スヘキノ日ナリ。又徽宗ノ宣和中、祕書省正字曹輔ト云者、
 帝ノ數微行スルヲ諫ム。余深曰。輔小官。何敢論_ニ大事_一。輔曰。大官不_レ言。故小官言_レ之。
 官有_ニ大小_一。愛_レ君之心_一也。ト云ヘリ。是實ニ吾輩ノ師ナリ。又高宗ノ時、撫州ノ布衣、歐
 陽徹ト云者、徒步詣_ニ行在_一。伏_{シテ}闕上書。極詆_ニ用_レ事大臣黃潛善_一。遽以_ニ語激怒_一。遂ニ陳東ト
 同シク市ニ斬ラル。一人ノ廟、今ニ至ル迄丹陽ニ在トキケリ。世ノ拘儒ト雖トモ、恐クハ不_ス
 レ在_ニ其位_一而謀_ニ其政_一ヲ以テ、二人ヲ議スルコトヲ得ンヤ。

照顏錄

〔安政六年五月二日。野山獄中書〕

【編者註】此篇文天祥が「古道照顏色」の句より得て題せるものである。松陰が江戸に送られる
 三日前に書いて村塾門弟に遣したもので、總て十七條である。古人の名節大義を踏むを擧げて大
 丈夫の道を説いたもので、松陰の氣魂眞に人に薄るの感がある。

文山曰。風檜展_{ベテ}書讀_バ。古道照_ニ顏色_一。今吾將_{スラン}去_一。平生萬卷。要皆索然_{タリ}。反有_ニ一兩句耿
 耿不_レ離_レ顏者_一。多事卒_ス卒_一。不能_ニ細錄_{スル}也_一。摘錄數條。自是心赤話頭。觀者幸存_レ之_一。

己未五月念二日。寅誌。

至正十三年	夏張士誠ニ	應シ兵ヲ起	ス、翌年捕	ヘラレ俘斬	セラル
正十三年兵	明ノ人、	ハ九四、泰	州白駒場ノ	人、元ノ至	
正十三年兵	ハ九四、泰	州白駒場ノ	人、元ノ至		
ヲ起シ大周	ト僭號シ誠	王ト稱シ天	祐ト建元	祐ト建元	祐ト建元
脱脱	王ト稱シ誠	祐ト建元	祐ト建元	祐ト建元	祐ト建元
元代ノ人、	馬札兒台ノ	子、紅巾ノ	自縊シテ死	セラレ舟中	後明軍ニ滅
テ雲南鎮西	賊ヲ破リ張	士誠ヲ滅	後譏セラレ		

叩馬而諫

倫理重而軀命輕。目中寧有虎賁兵。他年餓死西山志。便是當初叩馬情。

是夷齊初次ノ狂舉ノミ。唯此狂アリ。故ニ能西山ノ高節ヲナス。張良、初次鐵椎秦ヲ駭ス。故ニ能大忍ヲ以テ漢家ノ大業ヲナシテ、報レ韓ノ本志ヲ償フコトヲ得タリ。然トモ是專ラ宋神宗ノ第六子、姓ハ趙氏諱ハ煦。十歳即位ス。在位十五年、壽三十五。在位十五年、壽五十四。

歐陽徹

宋代崇仁ノ人、慷慨氣節ヲ尚ブ、著ストヨロ「飄然集」。六卷アリ。宋神宗第十子、性暗愚ニシテ人ヲ辨ゼズ、在位廿六年、壽五十四。徽宗

君子交絶。不出惡聲。忠臣去國。不潔其名。樂毅

簞食瓢飲陋巷ヲ樂ムト、簞ヲ易ヘ正ヲ得テ斃ルルト、其清節慷慨、萬古想見ルベシ。是孔門傳道ノ業ヲナス所以ナリ。其業成德立ニ及テ、人皆其渾然蹟ナキヲ以テ、其眞面目眞資性ヲ伺フコト能ハス。遂ニ模稜修飾ヲ以テ聖賢ヲ學ント欲スルニ至ル。道ヲ去ルコト愈々遠シ。

顏曾

大義ヲ以テ絶交ニ及フト雖、私情遂ニ惡聲ヲ出スニ忍ヒサルナリ。已ムヲ得スシテ國ヲ去

椒山自有膽。豈必鵠蛇哉。楊繼盛
ルト雖、舊情遂ニ吾名ヲ潔スルニ忍ヒサル也。故ラニ矯飾シテ長者ノ風ヲナスニ非ス。

故ラニ豪語ヲナスニ非ス。自ラ一死ヲ期ス、他人溫慰ノ語、却テ肝膽ニ合セス。富弼ノ家事ヲ顧ミサル心ト思合スヘシ。(事實奉使抄ニ見ユ往テ見ルベシ)、因テ思フ、古ノ豪傑、皆眞情直ニ露ルモノ也。大事ニ臨ミ無情ナルカ如キハ、多情ノ極ト知ルヘシ。

岳正倒好。只是大膽。岳正

八字、知己ノ主ニ非サレハ云フコト能ハス。感激ノ涙、豈已ムヲ得ンヤ。楊繼盛ノ兩疏、岳正ノ一贊、字字血淚、是ヲ讀テ泣カサル者ハ、豈有情ノ人トセンヤ。二公亦好ヲ許直ヲナスニ非ス。知己ノ主ニ遇フ、感激ノ餘、自ラ然ラサルコトヲ得ス。

韓信。李靖。

事機方ニ來ル、安ソ酈食其、唐儉ヲ顧ルコトヲ得ンヤ。二將、大計ニ明ナリト云フヘシ。夫齊地未タ漢ノ有トナラサレハ、大業立タス。韓信明ラカニ是ヲ知ル。蒯徹安ソ韓信ヲ誤ルコトヲ得ンヤ。抑、酈生ノ死、古今ノ好死ナリ、何ソ悲マン。

楊繼盛
明ノ人字ハ
仲芳椒山ト
號ス、歐弊
ヲ上勅シ市
ニ刑セラル
岳正

幽室文稿及幽囚錄 [抄]

程嬰。田橫客。貫高。

此諸人ノ死、死友ニ負カスト謂フヘシ。死友ニ負者、安ソ男子ト稱スルニ足ンヤ。趙肥義曰。死者復生。生者不レ愧。是ヲ謂ナリ。隨園詩話曰。莫憑ニ無鬼論。遂負中托孤心上。此句リ、蕭何・張良ト併セテ漢ノ三傑ト稱セラル。

散宜生。

美女珍寶ヲ以テ紂ニ賄テ、其君ヲ禍ニ脱ス。如レ此ノ醜策、豈人臣ノナスニ忍フ所ナランヤ。宜生當時心腸寸裂想フヘシ。然トモ事似テ心非ナル者アリ。宜生此時、酣醉淋漓、醇シ景武ト諠ス。漢ノ人齊王田榮ノ弟齊ノ宰相トナ。

伊摯在夏。呂牙在商。

伊呂ノ初心、湯武ニ事ヘテ天下ヲ平ニスルニ期ス。身何處ニアリト雖、心豈二三アランヤ。身ノ去往ヲ以テ絶大事トナス、何ソ人ヲ計ルノ淺キヤ。形以下ノ人ヲ以テ聖賢ヲ律スルコトナカレ。

屈平

端午

寒食悲ニ介推。端午屈平憐。介推雖レ死矣。翼龍已升レ天。無レ限人間事。屈子最愴然。生無益ニ于國。欲レ去心猶牽。仕無レ補ニ于事。欲レ隱情難レ捐。吾豈悻悻者。自無レ措ニ坤乾。往ニ汨羅ニ沈。乃是忠義顛。競レ渡投ニ角黍。沈痛自千年。

汨羅ノ投、余謂ラク忠義顛ナリト。何トナレバ、小丈夫悻悻ノ行ラナス人ニモアラス、去テ他國ニ行クヘキ身ニモアラス、サレハトテ、仕テ國家ニ益アルコトモナシ。ヤルセナキノ餘リニ、狂顛トナリテ江ニ投シタルナリ。是非當否ヲ論スヘキニ非ス。

此何時。而太上皇帝何所。而我曹稱賀邪。明楊善

カカル誠意ナクテハ、上皇ヲ奉迎スルノ大業ハ成ラサルナリ。後世ヨリ見レバ、當然ノ事ノ如シ。身其地ニ在テ、思却テ爰ニ至ラス。誠意ナキヲ以テナリ。

直或先事之幾露。謫或自全之計長。以冀其濟乎。

是袁了凡ノ語ナリ。今世ノ小人ノ謫、固ヨリ責ムルニ足ラス。君子ノ直、最慎ムヘシ。大

事ヲ濟ス、全ク爰ニアリ。

神交

孫權曾テ諸葛瑾ヲ謂テ神交トス。男兒此交リナカルヘケンヤ。

龔勝

漢ノ人字ハ
君實王莽ノ
印綬ヲ受ケ
ズ一身ニ姓
ニ事ヘズト
シテ餓死ス

田光

燕王ノ處士
荆軻ヲ薦ム
他言セザル
ヲ誓ヒ自ラ
刻ス

樊於期

秦王ノ將
自ラ刻シテ
死ス

侯羸

魏ノ隱士
信陵君秦ヲ

餓死ト默死ト、天下ノ苦節ト云フヘシ。如レ此ノ眞骨頭ナクテハ、男兒ト稱スルニ足ラス。

夷齊以來ノ人物、尊尚ニ堪ヘス。

田光。樊於期。侯羸。

男子死ニ臨ンテ如レ此、愉快ナルベシ。李卓吾ハ、極テ智ヲ尙フ人ナリ。反テ亦此種ノ人ヲ尙フ。蓋シ死ヲ視ルコト如レ此輕易ニシテ、然ル後天下ノ大事ヲナスヘシ。荆軻酒色ニ遨游ス。是レ眞ノ勇士ニ非ス。其去ルニ臨テ、種種ノ醜態、吾甚タ是ヲ鄙トス。

文天祥。

文山ノ大節、何ソ稱述ヲ待タシヤ。但其平生自奉甚厚。聲妓滿前。勤王後。痛自貶損ス

郡鄆ニ破ル
ニ當リ誓ニ
從ヒテ自刎
ス

文天祥

宋朝ノ人字
ハ履善、吉
州盧陵ニ生
ル正氣歌ヲ
以テ名アリ

實甫

久坂玄瑞

ルノ一事、眞ニ誠ニ泣クヘシ。カカル眞實ノ行ナクテハ、大節モ立サルナリ。醇酒腸ヲ腐シ、美人精ヲ耗スルノ人、何ノ氣魄光焰アランヤ。

此錄卒卒摘錄。曾無三條理。因欲附實甫「正氣」之偶無咎至。出而示之。曰。此錄是實甫所輯歟。余怪詰レ之。無咎曰。僕曾與實甫讀「正氣歌」于村塾。時實甫欲輯「照顏錄」。其意正亦與此相似故耳。余驚曰。天殆啓レ之歟。吾之以レ此附實甫也。實甫有レ才有レ誠。善使ニ我錄免レ譏者矣。嗚呼。舍實甫。吾其孰附レ之哉。念三日跋。

戲言一一則

〔野山獄文稿。在江戸獄〕

山ノ嶮且ツ峻ナルハ、人ノ越ユル能ハサル者、吾則チ從容トシテ之ヲ越エ、而モ體勞レズ。水ノ深且ツ險ナルハ、人ノ涉ル能ハサル者、吾則チ從容トシテ之ヲ涉リ、而モ足濡レズ。凡ソ天下ノ至難至險ナルハ、人ノ爲ス能ハザル者、吾皆ナ從容トシテ之ヲ爲ス。其レ唯ダ夢カ。甲寅ノ歲、吾事ニ坐シテ獄ニ下ル。獄中已ニ紙筆文史ノ娛シムベキナシ。法又タ同囚相語ルヲ許サズ。唯ダ夢ヲ以テ樂ミト爲ス。或ハ海外異域ノ遠キニ遊ビ、或ハ千古草昧ノ前ニ生ル。

甲寅ノ歲
安政元年

其ノ樂ミ言フベカラズ。退キテ黙シ、黙シテ倦ミ、倦ミテ睡リ、睡リテ夢ミ以テ樂ム。吾ノ能事畢ル。

庚戌ノ歳
嘉永三年

坡翁
蘇東坡ノコト

庚戌ノ歳、吾始テ笈ヲ負ヒテ西ニ遊ブ。其後四方ヲ跋涉シ、難苦備サニ嘗メ、足跡天下ニ遍ク、今ニ至リテ五年ナリ。今ハ則チ一室ニ幽囚セラレ、復タ寸歩ヲ移サズ。乃チ往事ヲ追思シ、欣然獨リ笑フ。蓋シ其身ノ之ヲ履ムニ方リテハ、處處皆苦シム。之ヲ追思スルニ及テハ、處處皆樂シ。苦ミ甚シキ者、樂モ亦甚シ。苦ミ小ナル者、樂モ亦少シ。飢エテ食ヲ得ザレハ甚ダ苦シ。渴シテ飲ムヲ得ザレバ甚ダ苦シ。勞シテ休ムヲ得ザレバ甚ダ苦シ。其ノ食ヲ得飲ヲ得休ヲ得ルニ及ヒテ、之ヲ追思スレバ、則チ一咲ノミ。是ニ知ル苦時ノ暫クニシテ、樂時ノ久キフ。坡翁謂ヘリ、天地曾テ以テ一瞬ヲ能セズト。是レ苦時ナリ。物我ト皆ナ盡クルナキナリト。是レ樂時ナリ。佛氏又タ三世ヲ説ク。而シテ一瞬ノ前過去ナリ。一瞬ノ後未來ナリ。二者ヲ去ル則チ現世ナル者幾バクゾ。嗚呼、是ヲ知ラバ與ニ道ニ適スベキナリ。而モ世人、其ノ暫苦ニ堪ヘズシテ、其ノ久樂ヲ失フハ何ゾヤ。〔原漢文〕

松陰先生遺文雜抄

【編者註】松陰先生の人及び氣象を概見せしむるに足るものの中より、主として短文を選んで茲に蒐録して、假に此の如く題した。野山獄中書、幽室文稿、幽囚錄中のものもあり、或は別のももあり、前篇に編すべきが至當と思はるものもあるが、茲には短篇を選び、一篇とした。

二十一回猛士說 〔安政元年十一月作。時ニ廿五歳〕

吾、庚寅ノ年ヲ以テ、杉家ニ生ル。已ニ長ジテ吉田家ヲ嗣グ。甲寅ノ年罪アリテ獄ニ下ル。夢ニ神人アリ。與フルニ一刺ヲ以テス。文ニ二十一回猛士ト曰フ。忽チ覺ム。因テ思フニ、杉ノ字、二十一ノ象アリ。吉田ノ字、亦二十一回ノ象アリ。吾名ハ寅、寅ハ虎ニ屬ス。虎ノ徳タル猛。吾卑微ニシテ孱弱、虎ノ猛ヲ以テ師ト爲スニ非ザレバ、安ゾ士ト爲ルヲ得ン。吾、生來事ニ臨ミテ、猛ヲ爲ス凡ソ三タビナリ。而シテ或ハ罪ヲ獲、或ハ謗ヲ取り、今ハ則チ獄

ニ下リ、復爲スアル能ハズ。而モ猛ノ未ダ遂グザルモノ、尙十八回アリ。其責モ亦重シ。神人、蓋シ其日ニ益ミ孱弱、日ニ益ミ卑微、終ニ其遂グル能ハザルヲ懼レ、故ニ天意ヲ以テ之ヲ啓クノミ。然ラバ則チ吾ノ志ヲ蓄ヘ氣ヲ并ス。豈ニ已ムヲ得ンヤ。〔幽囚錄、原漢文〕

續二十一回猛士說 〔安政三年作。時ニ廿七歳〕

漢高
漢ノ高祖。
ソノ作「大
風歌」ニ「安
ゾ猛士ヲ得
テ四方ヲ守
ラン」ノ句
アリ

余前ニ二十一回猛士說ヲ著シ、又三餘七生說ヲ撰ス。幽囚ノ室、半間膝ヲ容ル。右ニ三餘讀書ノ四字ヲ題シ、左ニ七生滅賊ノ四字ヲ題ス。日夜優悠、其間ニ坐臥ス。族人交々謂ヒテ曰ク、今試ニ三ヲ以テ七ニ乘ズレバ、亦二十一ヲ得ズヤト。余、躍然トシテ曰ク、善シ、吾心ヲ得タリト。因テ其說ヲ續ケテ曰ク、三餘讀書ナルモノハ、七生滅賊ノ本ナリ。七生滅賊ナルモノハ、三餘讀書ノ効ナリ。其本ナクシテ、其効アルモノ、未ダ之レ有ザルナリ。其本アリテ、其効ナキモノ、未ダ之レ有ザルナリ。諸ヲ天地ニ立テ、諸ヲ鬼神ニ質ス、吾ノ自信、是ノ如キノミ。嗟乎、隨陸武ナク、絳灌文ナシ。漢高ノ得テ以テ四方ヲ守ラント欲スルトコロ、亦斯種ノ人ニ非ザルヲ得ンヤ。〔丙辰幽室文稿、原漢文〕

三 餘 說

〔安政二年四月二日作。時ニ廿六歳〕

昔ハ董遇謂ヘラク、書ヲ讀ムニ當ニ三餘ヲ以テスベシ。冬ハ歲ノ餘、夜ハ日ノ餘、陰雨ハ時ノ餘ナリト。然レドモ歲ノ冬アル、日ノ夜アル、皆、天道ノ常ニシテ、未ダ以テ餘ト爲スニ足ラザルナリ。吾、獄ニ入り來リ、亦、三餘ヲ得テ以テ、書ヲ讀ム。謂ク、已ニ義ヲ忠孝ニ失ヒ、尙食ヲ家國ニ仰グ。是、君父ノ餘光ニアラズヤ。已ニ身ヲ陰房ニ幽シ、尙照ヲ戶隙ニ取ル。是日月ノ餘光ニアラズヤ。性已ニ狂悖、多ク大典ヲ犯シ、質又庭弱、數バ篤疾ニ罹ル。此ニ一アリ。皆以テ身ヲ殺スニ足ル。而モ方ニ且ク餘恩ヲ仰ギ、餘光ヲ取ル。是人生ノ餘命ニアラズヤ。凡ソ此三餘ハ、皆董遇ノ無トスルトコロ、而モ吾獨リ之ヲ得、身ヲ沒スト雖モ足レリ。抑ニ董遇、或ハ農ト爲リ、或ハ官ト爲リ、徒ニ其三餘ヲ得、猶以テ天下後世ニ傳フルニ足レリトス。況シヤ吾レ我ガ三餘ヲ得、寧ズ量ルベケンヤ。〔野山獄文稿、原漢文〕

七 生 說

〔安政三年作。時ニ二十七歳〕

天ノ茫茫タル、一理アリテ存ス。父子祖孫ノ綿綿タル、一氣アリテ屬ス。人ノ生ルルヤ、斯

理ヲ資リテ以テ心ト爲シ、斯氣ヲ稟テ以テ體ト爲ス。體ハ私ナリ。心ハ公ナリ。私ヲ役シテ公ニ殉ズル者ヲ大人ト爲シ、公ヲ役シテ私ニ殉ズル者ヲ小人ト爲ス。故ニ小人ナル者ハ、體滅シ氣竭クレバ、則チ腐爛潰敗シテ、復收ムベカラズ。君子ハ心ト理ト通ジ、體滅シ氣竭キ、而モ理獨リ古今ニ亘リ、天壤ヲ窮メ、未ダ嘗テ暫クモ歇マザルナリ。

余聞ク、贈正三位楠公ノ死スルヤ、其弟、正季ヲ顧ミテ曰ク、死シテ何ヲカ爲スト。曰ク、願クハ七タビ人間ニ生レテ、以テ國賊ヲ滅サント。公、欣然トシテ曰ク、先づ吾心ヲ獲タリト。耦刺シテ死ス。^ア是レ深ク理氣ノ際ニ見ルアルカ。此時ニ當リ、正行、正朝ノ諸子ハ、則理氣ノ屬ナルモノナリ。新田、菊池ノ諸族ハ、氣離レテ理通ズルモノナリ。是ニ由リテ之ヲ言ヘバ、楠公兄弟ハ、徒ニ七生セズ、初テ未ダ曾テ死セザルナリ。是ヨリシテ其後、忠孝節義ノ人、楠公ニ觀テ興起セザルモノナシ。則チ楠公ノ後、復タ楠公ヲ生ズルモノ、固ヨリ計數スベカラザルナリ。何ゾ獨リ七タビノミナランヤ。

朱生
明ノ遺臣朱
之俞

余嘗テ東ニ遊ビ、三タビ湊川ヲ經テ、楠公ノ墓ヲ拜ス。涕涙禁ゼズ。其碑陰ニ、明ノ徵士朱生ノ文ヲ勒スルヲ觀ルニ及ビテ、則チ亦涙下ル。噫、余ノ楠公ニ於ケル、骨肉父子ノ恩有ルニアラズ。師友交遊ノ親有ルニアラズ。自ラ其涙ノ由ルトコロヲ知ラザルナリ。朱生ニ至リ

テハ、則チ海外ノ人、反テ楠公ヲ悲シム。而モ吾亦朱生ヲ悲シム。最モ謂レナキナリ。退キテ理氣ノ說ヲ得、乃チ知ル。楠公・朱生、及び余不肖、皆斯ヲ資リテ以テ心ト爲ス。則チ氣屬セズト雖モ、而モ心ハ則チ通ゼリ。是涙ノ禁ゼザル所以ナリ。余不肖ナレド聖賢ノ心ヲ存シ、忠孝ノ志ヲ立テ、國威ヲ張リ海賊ヲ滅スルヲ以テ、妄ニ己ガ任ト爲ス。一跌再跌、不忠不孝ノ人ト爲リ、復面目、世人ヲ見ルナシ。然レドモ斯心已ニ楠公諸人ト、斯理ヲ同ジクス。安ゾ氣體ニ隨ヒテ腐爛潰敗スルヲ得ンヤ。必ズヤ也タ後ノ人ヲシテ、亦余ヲ觀テ興起セシメ、七生ニ至リテ、而シテ後、可ト爲サンノミ。噫。是我在ルナリ。七生ノ說ヲ作ル。〔丙辰幽室文稿、原漢文〕

天下非一人天下說

〔安政三年作。廿七歲〕

天下ハ一人ノ天下ニ非ズト。是、支那人ノ語ナリ。支那ハ則チ然リ。神州ニ在リテハ斷斷トシテ然ラザル者アリ。謹ミテ按ズルニ、我大八洲ハ、皇祖ノ肇メタマフトコロ、而シテ、萬世子孫ニ傳ヘ、天壤ト窮リナキモノ、他人ノ覬覦スベキニ非ザルナリ。其レ一人ノ天下タル、亦明カナリ。請フ、必ズ無キノ事ヲ設ケ、其真ニ然ラザルヲ明カニセん。本邦ノ帝皇、或ハ

邦國
ヨコニテハ
國內六十餘
國ノ場合ヲ
指ス

桀紂ノ虐アランカ、億兆ノ民、唯當ニ首領ヲ竝列シ、闕ニ伏シテ號哭シ、仰ギテ天子ノ感悟ヲ祈ルベキノミ。不幸ニシテ天子震怒シ、盡ク億兆ヲ誅セバ、四海ノ餘民、復タ子遺アル無ケン。而シテ後、神州亡ブ。若シ尙一民ノ存スルアラバ、又、闕ニ詣リテ死ス。是、神州ノ民ナリ。或ハ闕ニ詣リテ死セザレバ、則チ神州ノ民ニ非ザルナリ。是時ニ當リテ、湯武ノ如キ者、放伐ノ舉ニ出デバ、其心仁ト雖モ、其爲ストコロ義ト雖モ、支那人ニ非ザレバ、則チ天竺、歐羅人ニ非ザレバ、則チ利漢^{アリカ}、決シテ神州人ニ非ザルナリ。而シテ神州ノ民、尙何ゾ之ニ與ラシヤ。下リテ邦國ニ至リテモ亦然リ。今、防長兩國ハ、一人ノ兩國ナリ。一人ニシテ在ラバ、則チ兩國アリ。一人ニシテ亡ブレバ、則チ兩國亡ブ。不幸ニシテ一人其人ニ非ザレバ、則チ兩國ノ民、當ニ皆諫死スペシ。若或ハ死セズ、去リテ他國ニ往クハ、兩國ノ民ニ非ザルナリ。山中ニ隱耕スルモ、兩國ノ民ニ非ザルナリ。萬一、支那ニ謂フ所ノ君ヲ誅シ、民ヲ弔スルガ若キモノアラバ、虎狼豺犀、決シテ人類ニ非ザルナリ。故ニ曰ク、天下ハ一人ノ天下ニシテ、其一人ノ天下ニ非ズト云フハ、特ニ支那人ノ語ノミト。然リト雖モ、普天率土ノ民、皆、天下ヲ以テ己ガ任ト爲シ、死ヲ盡シテ以テ天子ニ事ヘ、貴賤尊卑ヲ以テ之ガ隔限ト爲サズ。是則チ神州ノ道ナリ。是或ハ以テ一人ノ天下ニ非ズト爲スカ。〔丙辰幽室文稿、原漢文〕

士規七則 贈毅甫加冠

披縑冊子。嘉言如林。躍躍迫レ人。顧人不レ讀。卽讀不レ行。苟讀而行レ之。則雖ニ千萬世。不レ可ニ得盡。噫。復何言。雖然。有所レ知矣。不能レ不レ言。人之至情也。古人言ニ諸古。今我言ニ諸今。亦詎傷焉。作ニ士規七則。

一 凡生爲人。忠孝爲本。

一 凡生爲人。宜レ知四人所以異ニ於禽獸。蓋人有ニ五倫。而君臣・父子爲ニ最大。故人之所以爲人。忠孝爲本。

一 凡生三皇國。宜レ知吾所以尊ニ於宇内。蓋 皇朝萬葉一統。邦國士夫。世襲ニ祿位。人君養レ民。以續ニ祖業。臣民忠レ君。以繼ニ父志。君臣一體。忠孝一致。唯吾國爲然。

一 士道。莫レ大ニ於義。義因レ勇行。勇因レ義長。

一 士行。以ニ質實不レ欺爲要。以ニ巧詐文ラ過爲恥。光明正大。皆由レ是出。

一 人不レ通ニ古今。不レ師ニ聖賢。則鄙夫耳。讀レ書尙レ友。君子之事也。

一 成レ德達レ材。師恩友益。居レ多焉。故君子慎ニ交遊。

一 死而後已四字。言簡而義廣。堅忍果決。確乎不レ可レ拔者。舍レ是無レ術也。

右士規七則。約爲三端。曰。立志以爲萬事之源。擇交以輔仁義之行。讀書以稽聖賢之訓。士苟有得於此。亦可以爲成人矣。

松下村塾記

〔安政三年九月作。時ニ二十七歳〕

長門ノ國タル、僻シテ山陽ノ西陬ニ在リ。而シテ萩城ハ連山ノ陰ニ蔽ハレ、渤海ノ衝ニ當ル。其他ハ海ニ背キ山ニ面シ、卑濕ニシテ隱暗、吉見氏ノ故墟ニシテ、古ヘ甚ダ顯ハレズ。二百年來、乃チ本藩ノ治所トナル。是ニ於テ山ノ產海ノ物、四方ニ輻湊シ、嚴然トシテ一都會トナレリ。城ノ東郊ハ則チ吾ガ松下邑ナリ。松下ノ邑タル、南ハ大川ヲ帶ブ。川ノ源ハ溪間數十里、人ノ能ク窮ムルナシ。蓋シ平氏ノ遺民ノ嘗テ隱匿スル所ナリ。其ノ東北ノ二山、大ナル者ヲ唐人山ト爲ス。朝鮮俘虜ノ釣陶スル所ナリ。小ナル者ヲ長添山ト爲ス。松倉伊賀ノ廢址ナリ。伊賀嘗テ大内氏ノ將岩成豐後ト數々陣原ニ戰ヒ、速リニ敗ル所トナリ、遂ニ大將淵ニ投ジテ死ス。原ト淵ト今皆沒スト云フ。山川ノ間、人戸一千、土農アリ、工商アリ。昔時忿惋不平ノ氣、今ハ則チ鬱然靄然、發シテ人物ト爲リ、煥乎トシテ一勝區ト爲レリ。然レドモ吾レ常ニ恠シム。昔時、忿惋不平ノ氣、流レテ川ト爲リ、峙チテ山ト爲リ、發シテ人物

去年
安政二年
久保先生
久保五郎左
衛門
家嚴
家叔
家兄
玉木文之進
外叔
杉梅太郎
久保五郎左
衛門

トナリ、以テ一勝區ト成ル者、固ヨリ其ノ常ノミ。苟クモ奇傑非常ノ人起リ、奮發震動、乾ヲ轉ジ坤ヲ撼ガシ、以テ邦家ノ休美ヲ成スニ非ザルヨリハ、將タ何ヲ以テ、山川ノ氣ヲ一變シ、其ノ忿惋ヲ平グルニ足ランヤト。況シヤ萩城ノ隱暗顯ハレザルモ亦タ已ニ久シキヲヤ。今ハ則チ嚴然一都會ト爲ルモ、是レ猶ホ眞ニ顯ルル者ニ非ズ。特ダ其ノ機先ノ兆ノミ。今ノ松下ハ城ノ東方ニ在リ。東方ハ震ト爲ス。震ハ萬物ノ出ヅル所、又タ奮發震動ノ象アリ。故ニ吾レ謂ヘラク、萩城ノ將ニ大ニ顯ハレントスル、其レ必ラズ松下邑ニ始マルナラムカト。去年、余獄ヲ免ガレ、杉家ニ家居シ、外人ニ接セズ。獨リ外叔父久保先生及ビ諸從兄弟、時時過ギ訪フ。因テ共ニ道藝ヲ講究ス。家嚴・家叔・家兄ト又タ從ツテ之ヲ獎勵ス。吾族ノ盛大ナル、蓋シ將ニ往々奮發震動ノ一勝區タラムトスルナリ。初メ家叔先生ノ徒ヲ集メテ教授スルヤ、其ノ家塾ニ扁シテ、松下村塾ト曰フ。家叔、官トナリ、其ノ號久シク廢ス。已ニシテ外叔邑ノ子弟ヲ會シテ之ヲ教フルヤ、其ノ號ヲ沿用ス。頃ロ余ニ命ジテ之ヲ記セシム。余曰ク、學ハ人タル所以ヲ學ブナリ。塾、係ルニ村名ヲ以テス、誠ニ一邑ノ人ヲシテ、入テハ則チ孝、出テハ則チ忠信ナラシメバ、則チ村名焉ニ係リテ辱カシメズ。若シ或ハ然ル能ハズバ亦タ一邑ノ辱タラザラム乎。抑々人ノ最モ重ンズル所ノ者ハ、君臣ノ義ナリ。國ノ最モ大ナ

ル所ノ者ハ、華夷ノ辨ナリ。今ヤ天下ハ何如ノ時ゾヤ。君臣ノ義、講ゼザル六百年、近時ニ至リ、華夷ノ辨ヲ並セテ又タ之ヲ失フ。然リ而シテ天下ノ人材、且ツ安然トシテ計ヲ得タリト爲ス。神州ノ地ニ生レ、皇朝ノ恩ヲ蒙ムリ、内ニ君臣ノ義ヲ失ヒ、外ニ華夷ノ辨ヲ遺レ、學ノ學タル所以、其レ安クニ在リヤ。是レ二先生ノ痛心スル所以、而シテ余ノ之ガ記ヲ爲サザルヲ得ザルモ、亦タ斯ニ在リ。噫、外叔先生、誠ニ能ク一邑ヲ教誨シ、子弟上ニ君臣ノ義、華夷ノ辨ヲ明ラメ、又タ孝悌忠信ヲ失ハズ。然ル後、奇傑非常ノ人、起テ之ニ從ヒ、以テ山川忿惋ノ氣ヲ一變シ、邦家休美ノ盛ヲ馴致ス。則チ萩城ノ眞顯、將ニ是ニ於テカ在リ。豈ニ特ニ一勝區・一都會而已ナラムヤ。果シテ然ラバ、則チ長門ハ西陬ニ僻在スト雖モ、其ノ天下ヲ奮發シテ、四夷ヲ震動スルモ亦タ未ダ量ル可カラザルノミ。余、罪囚ノ餘、言フニ足ル者ナシ。然レドモ幸ニ族人ノ末ニ居リ、其ノ子弟ヲ糾輯シテ、以テ二先生ノ後ヲ繼グガ若キ、則チ敢テ勉メザルニアラザルナリ。外叔先生曰ク、子ノ言ヤ則チ大ナリ。吾レ敢テセザルナリ。請フ、邑人ニ切ナル者ニ聞ケト。余曰ク、古人月旦ノ評アリ。今且ラク子弟ノ爲ニ三等ヲ設立シ、分ツテ六科ト爲シ、各ニ其ノ居ル所ヲ標ス。月朔昇降シ、以テ其勤惰ヲ驗ス。曰ク進德、曰ク專心、是ヲ上等ト爲ス。曰ク修業、曰ク勵精、是ヲ中等ト爲ス。曰ク勤惰、

曰ク放縱、是ヲ下等ト爲ス。三等六科志ノ趨ク所心ノ安ズル所、爲シテ可ナラザルナシ。誠ニ邑人ヲシテ皆進ンデ上等ノ選タラシメバ、則チ吾ノ前言、未ダ必ズシモ、其ノ大ヲ憂ヘザルナリ。先生曰ク善シ。因テ併セ記ス。〔丙辰幽室文稿、原漢文〕

安政三年丙辰九月

吉田矩方撰

自像自贊

三分出レ廬兮。諸葛已矣夫。一身入レ洛兮。賈彪安在哉。心師ニ貫高兮。而無ニ素立名。志仰ニ魯連兮。遂乏ニ釋難才。讀書無レ巧兮。樸學三十年。滅賊失レ計兮。猛氣廿一回。人譏ニ狂頑兮。鄉黨衆不レ容。身許ニ家國兮。吾生吾久濟。至誠不レ動兮。自レ古未ニ之有。人宜レ立レ志兮。聖賢敢追陪。

己未五月。吾有ニ關左之厄。時幕疑深重。余因以ニ永訣告ニ諸友。諸友謀。使浦無窮宵ニ吾像。吾自贊。顧無窮知レ吾者。豈特寫ニ吾貌而已哉。況吾之自贊乎。諸友其深藏レ之。吾卽磔レ市。此幅乃有ニ生色也。

二十一回猛士 藤寅撰

人ニ與フル二篇

〔安政三年作。時ニ二十七歳〕

一、一日、一事ヲ記セバ、一年ノ中、三百六十事ヲ得。一夜、一時ヲ怠レバ、百歳ノ間、三萬六千時ヲ失フ。

一、天地ノ大德、君父ノ至恩。徳ニ報ユルニ誠ヲ以テシ、恩ヲ復スルニ身ヲ以テス。此日再ビシ難ク、此生復ビシ難シ。此事終ラザレバ、此身息マズ。〔丙辰幽室文稿、原漢文〕

久坂生ノ文ヲ評ス

〔安政三年作。丙辰幽室文稿〕

【編者註】此文三篇痛烈を極めた教訓、眞に松陰の面目躍如たるものがある。「久坂玄瑞集」を参照して久坂の意氣亦た壯なるものあるを併せ讀まれたい。

議論浮泛、思慮粗淺、至誠、中ニ由ルノ言ニ非ズ。世ノ慷慨ヲ裝ヒ氣節ヲ扮シ、以テ名利ヲ要ムル者ト、何ゾ異ラン。僕、深ク此種ノ文ヲ惡ミ、最モ此種ノ人ヲ惡ム。僕、粗ニ之ヲ言ハシ。兄、幸ニ精思セヨ。凡ソ國政ヲ論ズルモノ、上ハ則チ神功、下ハ則チ豊公ニシテ可ナリ。時宗ハ季世ニ生レ、急變ヲ虞ル。一著偶ニ中ル。固ヨリ亦タ一時ノ傑ナリ。然レドモ以

癸丑
嘉永六年
甲寅
安政元年
乙卯
安政二年

テ國勢ヲ論ズルニ足ラザルナリ。使ヲ斬ルノ舉、諸ヲ癸丑ニ施サバ則チ可ナリ。諸ヲ甲寅ニ施スハ則チ晚シ。而モ尙ホ或ハ及ブベシ。乙卯ヲ過ギテ今日ニ至リテハ、則チ晚ノ又晚。大氏、時機ノ去來スルヤ、影ノ如ク響ノ如シ。往昔ノ死例ヲ執リテ、以テ今日ノ活變ヲ制セント欲ス。難シ。謂フ所ノ思慮ノ粗淺ナルハ是ナリ。

天下爲スベカラザルノ地ナシ。爲スベカラザルノ身ナシ。但ダ事ヲ論ス、當ニ己レノ地己レノ身ヨリ見ヲ起スベシ。乃チ著實タレ。故ニ身將軍ノ地ニ居レバ、當ニ將軍ヨリ起スベシ。身大名ノ地ニ居レバ、當ニ大名ヨリ起スベシ。百姓ハ百姓ヨリ起シ、乞食ハ乞食ヨリ起シ、豈ニ地ヲ離レ、身ヲ離レテ之ヲ論ゼンヤ。今、吾兄ハ醫者ナリ。當ニ醫者ヨリ起スベシ。寅二ハ囚徒ナリ。當ニ囚徒ヨリ起スベシ。必ズヤ利害心ヲ絶シ、死生念ヲ忘レ、國ノミ、君ノミ、父ノミ。家ト身トヲ忘レテ、然ル後家族之ヲ化シ、朋友之ヲ化シ、鄉黨之ヲ化シ、上ハ君ニ孚シ、下ハ民ニ信ズ。是ニ於テカ、將軍爲スベキナリ。百姓・乞食爲スベキナリ。乃チ醫者・囚徒ニ至リテ、爲スベカラザルノ者ナシ。是レ之ヲ論ゼズ、傲然、天下ノ大計ヲ以テ言ヲ爲ス。口焦唇爛、吾、其裨益アルヲ知ラザルナリ。謂フ所ノ議論ノ浮泛ナルハ是ナリ。

孝高
黒田勘兵衛
如水

且ツ兄ガ身ノ任ズル所、弓馬カ、刀槍カ、舟船カ、銃砲カ、抑々將タルカ、使タルカ。神功ノ時ニ遇ハバ、能ク武内タルカ。豊公ノ時ニ遇ハバ、能ク孝高タルカ。清正タルカ。家族・朋友・郷黨、兄ニ從ヒテ節ニ死スルモノ、計ヘテ幾人カ有ル。兄ノ爲ニ力ヲ出サント欲スルモノ、計ヘテ幾人カ有ル。兄ヲ助ケテ財ヲ輸サント欲スルモノ、計ヘテ幾人カ有ル。聖賢ニ貴ブトコロハ、議論ニ在ラズシテ事業ニ在リ。多言ヲ費スナク、積誠之ヲ蓄ヘヨ。〔原漢文〕

久坂玄瑞ニ復スルノ書

〔安政三年作。丙辰幽室文稿〕

向ニ再書ヲ辱クス。宜シク疾速答ヲ致スペキニ、之ヲ緩ニスルハ、敢テ慢ルニ非ザルナリ。足下輕銳、未ダ曾テ深思セズ。僕ノ謂フ所ニ遽ニ憤激シテ不屈ノ言ヲ爲ス。是レ口舌ノ能ク喻フル所ニ非ザルナリ。然ルニ今已ニ月餘日、足下ノ思或ハ熟セン。因テ嘗ニ一言ヲ試ミン。

時宗ノ舉、諸ヲ丑・寅ニ施スペク、諸ヲ今日ニ施スペカラザルニ、足下、以テ施スペシト爲スハ、時勢ヲ察セズ、事機ヲ審ニセザルナリ。今ノ天下ハ卽チ古ヘノ天下、神功・豊國、古ヘ能ク之ヲ爲セリ。今ニシテ爲スペカラズト爲スハ、大志

丑・寅
癸丑、甲寅、
卽チ嘉永六年、安政元年

二
アメリカ、
イギリス二
國ト和親セ
ルヲ云フ
羅雲
ククリ、ツ
ナゲ

ヲ棄テテ雄略ヲ忘ルルナリ。凡ソ英雄豪傑ノ事ヲ天下ニ立テ、謀ヲ萬世ニ貽スヤ、必ズ先ヅ其志ヲ大ニシ、其略ヲ雄ニシ、時勢ヲ察シ、事機ヲ審カニシ、先後緩急、先ヅ之ヲ内ニ定メ、操縮張弛、徐ニ之ヲ外ニ應ズ。今ヤ徳川氏、已ニ二虜ト和親ス。我ヨリ絶ベキニ非ズ。我ヨリ之ヲ絶タバ、是自ラ其信義ヲ失フナリ。今ノ計ヲ爲ス、疆域ヲ謹ミ、條約ヲ嚴ニシ、以テ二虜ヲ羈縻シ、間ニ乘ジテ蝦夷ヲ墾キ、琉球ヲ收メ、朝鮮ヲ取り、滿洲ヲ拉キ、支那ヲ壓シ、印度ニ臨ミ、以テ進取ノ勢ヲ張リ、以テ退守ノ基ヲ固メ、神功ノ未ダ遂ゲタマハザル所ヲ遂ゲ、豊國ノ未ダ果サザル所ヲ果スニ若カズ。誠ニ能ク是ノ如クナラバ、二虜、唯我驅使スル所ノミ。則、前日無禮ノ罪、之ヲ責ルモ可ナリ。之ヲ宥スモ可ナリ。何ゾ必ズシモ區々時宗ニ倣ヒ、以テ虜使ヲ斬リ、而シテ後快ト爲サンヤ。

然リト雖モ、是レ幕府ノ任ナリ。諸侯ノ事ナリ。吾徒ノ能ク辨ズル所ニ非ザルナリ。吾徒ニシテ之ヲ言フハ、空論虚譚、慷慨ヲ裝ヒ、氣節ヲ扮フノ爲ノミ。聖賢ノ辭ヲ修シ誠ヲ立ツルモノト（ダタリ）アリ。足下一醫生ニシテ天下ノ大計ヲ言フ。以テ其ノ常倫ニ非ザルヲ觀ルニ足ラン。而シテ僕引キテ之ノ道ヲ進メント欲ス。故ニ前次反覆スル彼ガ如シ。足下察セズ、遽ニ以テ其ノ樽俎ニ越ユルヲ咎ムルヲ爲ス。殊ニ僕ノ足下ニ望ムアリテ、正ニ其能越ユル在ルヲ

知ラズ。而シテ足下乃チ敢テ越エズ、徒ニ坐シテ之ヲ言フノミ。是僕ノ大ニ惜ム所ナリ。足下ノ書、滔滔千言、亦辯ゼリ。一事ノ躬行ニ出ヅルナク、一語ノ空言ニ非ザルナシ。而モ其自ラ謂フヤ曰ク、憤激ノ餘、之ヲ心ニ發シテ之ヲ紙ニ書スト。是則チ快快鬱鬱、胸迫リ心結ビ、已ムヲ得ズシテ來リ告グルモノニシテ、誠ニ哀シムベキノミ。今、一二足下ノ爲ニ其胸ヲ潤クシ、其心ヲ廣クシ、盡ク空言ノ病ヲ去リ、諸ヲ躬行ノ域ニ歸セシメント欲ス。足下幸ニ敬ミテ之ヲ聽カレヨ。

夫、道ニ汚隆アリ。時ニ否泰アリ。位ニ尊卑アリ。徳ニ大小アリ。大徳ハ尊位ニ居リ、小徳ハ卑位ニ居ル。則チ時泰カニシテ道隆ンニ、否ナレバ則チ否。是天地ノ常形、古今ノ通勢ニシテ、何ゾ深ク恠シムニ足ラン。然レドモ人ノ兩間ニ生ズルヤ、資性稟氣、萬物ト異ル。則チ當ニ綱常名分ヲ以テ己ガ責ト爲シ、天下後世ヲ以テ己ガ任ト爲スベシ。身ヨリ家ニ達シ、國ヨリ天下ニ達ス。身ヨリ子ニ傳ヘ孫ニ傳ヘ、曾玄ニ傳ヘ、雲仍ニ傳ヘ、達セザル所ナク、傳ヘザル所ナシ。達ノ廣狹ハ、行ノ厚薄ニ視、傳ノ久近ハ、志ノ淺深ニ視ル。心ヲ天地ニ立て、命ヲ生民ニ立テ、往聖ヲ繼ギテ萬世ヲ開ク。足下、誠ニ能ク力ヲ此ニ用ヒ、食息坐臥、語默動靜、造次是ニ於テシ、顛沛是ニ於テセバ、其亦躬行ノ輕ズベカラズ、空言ノ易クスベキ時

顛沛
ニハカニ、
ハナルル時
孟子ノ言
離妻章句上
アリ「孟子
曰。人之易
其言也。無
レ責耳矣」

再ビ玄瑞ニ復スルノ書

〔同上〕

カラザルヲ知ルアラン。孟子、言アリ。人ノ其言ヲ易クスルハ、責ムルコトナキノミト。人苟モ自カラ責メ自カラ任ゼバ、其言豈易キヲ得ンヤ。然リト雖モ、言、行ヲ顧ミザルハ、孔孟ノ得テ之ヲ裁サント欲スル所、足下能ク之ヲ言フ。天下其レ必ズ之ヲ裁スモノアラン。

三タビ書ヲ辱クシ、捧讀一番、僕、從前ノ疑ヒ、渙然トシテ冰釋セリ。足下ガ謂フ所ノ虜使ヲ斬ルモノ、夷書ヲ以テ案ト爲シ、眞誠、名アリ。是泛言ニ非ザルナリ。僕、向ニ思ヒ未ダ此ニ至ラズ。足下ヲ以テ、空虛裝扮ノ徒ト爲ス。僕ノ過ナリ。願クハ足下決然自ラ斷ジ、今ヨリ手ヲ下シ、虜使ヲ斬ルヲ以テ務ト爲セ。僕、將ニ足下ノ才略ヲ傍觀セントス。

方今天下、器械未ダ曾テ缺カザルナリ。人材未ダ曾テ乏シカラザルナリ。足下誠ニ能ク斬使ノ功ヲ成ス。則チ縱横馳騁、僕、固ヨリ其ノ困縛スルナキヲ保スルナリ。癸丑・甲寅ノ交、僕、微力ヲ以テ、膺懲ヲ謀ル。而モ才ナク略ナク、百事瓦解ス。是ニ於テカ、入海ノ舉決ス。已ニシテ風浪舟ヲ誤リ、繩縋身ニ逮ブ。乃チ盡ク舊見ヲ洗ヒ、更ニ新策ヲ籌リ、心ヲ聖賢ノ道ニ潛メ、思ヲ治亂ノ源ニ致ス。大略、前二書ノ陳ブル所ノ如

困縛
クリシミ、
ムスボルル
コト

シ。而モ足下敢テ以テ然リト爲サズ。是レ自ラ其才略ノ以テ其事ヲ成スニ足ルヲ恃ムノミ。
墨使
 アメリカ使
節ペルリ
宮部
 名ハ鼎藏
魯使
 ロシヤノ使
節ブーチヤ
 一チ
 ルヲ以テス。宮部、其ノ斬ベキナキヲ陳ジ、反覆屈セズ。甲寅ノ年ニ及ビ、僕宮部ト同ジク
 東ス。一日、憤然墨使ヲ斬ラント欲ス。已ニシテ其益ナクシテ害アルヲ思ヒ、遂ニ其謀ヲ止
 ム。凡ソ僕輩ノ無能ナル是ノ如シ。足下誠ニ能ク其言ニ酬イナバ、實ニ天下・萬世・宗社・
 蒼赤ノ福ナリ。豈ニ特ニ名ヲ竹帛ニ垂レ、功ヲ金石ニ勒スルノミナランヤ。然リト雖モ、
 其言ニシテ酬イザラシメバ、僕輩ト何ゾ擇バン。僕、將ニ益ニ足下ノ空虛裝扮ヲ責メントス。
 足下尙僕ニ向テ之ヲ反詰スルヤ否ヤ。寅復ス。七月廿五日。

高杉暢夫ヲ送ルノ叙

〔安政五年七月十八日作。時ニ二十九歳〕

暢夫
晉作。號東
行

余嘗テ同志中、年少多才ナルモノヲ歴撰シ、日下玄瑞ヲ以テ第一流ト爲ス。已ニシテ高杉暢
 夫ヲ獲タリ。暢夫ハ有識ノ士ナリ。而モ學問蚤カラズ。又頗ル任意自用ノ癖アリ。余嘗テ玄
 瑞ヲ舉ゲテ、以テ暢夫ヲ抑フ。暢夫心甚ダ服セズ。未ダ幾モアラズ、暢夫學業暴ニ長ジ、議

論益ニ卓シ。同志皆柂ヲ歎ム。余事ヲ議スル毎ニ、多ク暢夫ヲ引キテ之ヲ斷ズ。其言往往ニ
 シテ易フベカラザルナリ。是ニ於テ玄瑞モ亦尤モ之ヲ推シテ曰ク、暢夫ノ識ヤ及ブベカラズ
 ト。暢夫却テ更ニ玄瑞ノ才ヲ推シテ、當世比ナシト爲ス。二人懽然相得タリ。余或ハ旁ヨリ
 之ヲ贊シテ曰ク、玄瑞ノ才ハ、諸氣ニ原キ、而モ暢夫ノ識ハ、諸氣ニ發ス。二人ニシテ相得
 バ、吾寧ゾ憾アランヤト。是ヨリ先、玄瑞已ニ東遊シ、暢夫今亦將ニ東セントス。相後蓋シ
 六月間ノミ。而モ天下ノ形勢、變動一ナラズ。當今、幕府、勅ニ違ヒ虜ト和ス。天子赫然、
 幕府ニ詔シテ、三家大老ヲ召サル。幕府ノ從違未ダ測度スベカラズ。天下疑懼、左右觀望ス。
 而シテ吾藩新タニ幕命ニ膺リ、兵庫ニ備フ。兵庫ハ攝津ニ屬シ、謂フ所ノ畿内ナリ。畿内ノ
 地ハ、天朝切ニ之ヲ夷狄ニ假スヲ禁ゼラル。而モ幕府五港ヲ以テ墨夷ニ許ス。兵庫ハ蓋シ其
 一ナリ。且ツ聞ク、吾君吾相、征夷ノ謀ヲ是トセズ、將ニ幕府ニ上書シテ、之ヲ諫爭セント
 スト。是ニ於テ吾世子正ニ江邸ニ在リ。人或ハ去留ヲ以テ世子ノ爲ニ危ム。而モ武門ノ大義、
 苟モ去ルベカラズ、去テ達セズ、適ミ人ノ謗ヲ招クヲ知ラザルナリ。暢夫、論議ヲ此間ニ建
 ツ。多ク余ガ意ト合セリ。而モ其精識ニ至リテハ、余ノ及ブ所ニ非ザルナリ。暢夫ノ事ヲ議
 スル、素ト持重多シ。近クハ則チ振發凌勵、專ラ氣ヲ以テ之ヲ行フ者ノ如シ。蓋シ其識ノ進

墨夷
アメリカ
世子
毛利定廣

桂
木戸孝允
赤川淡水
吉田秀實
無窮
浦氏

メルアルナリ。玄瑞向ニ京ニ在ルヤ、便チ王事ニ死セント欲ス。東下ノ後ニ及ビ、又大艦ニ駕シテ黒龍江ニ赴カンコトヲ謀ル。其事ニ遇ヒテ難易ヲ辭セズ、身ヲ奮ヒテ之ヲ爲ス。率ニ常ニ斯ノ如シ。然レドモ吾獨リ其或ハ多岐ニ失センコトヲ憂フルナリ。暢夫、玄瑞固ヨリ相得タリ。暢夫ノ識ヲ以テ、玄瑞ノ才ヲ行フ。氣ハ皆其素ヨリ有スルトコロ、何ヲ爲シテカ成ラザラン。暢夫、暢夫、天下固ヨリ才多シ。然レドモ唯一玄瑞ヲ失フベカラザルナリ。桂、赤川ハ吾ノ重ンズル所ナリ。無逸、無窮ハ吾ノ愛スル所ナリ。新知杉藏、一見心與ス。此五人ハ皆志士ナリ。今幸ニ東ニ在リ。暢夫往ケ。急ニ玄瑞ヲ招キテ之ヲ道ヘ。且ツ之ヲ五人者ニ語レ。〔戊午幽室文稿、原漢文〕

品川彌二郎ニ與フルノ書

〔安政六年三月、野山獄中書〕

命ノ惜ムニ足ラヌコトハ、最早合點ナラン。是カラ容易ニ死ナレス事ヲ云フベシ。吾年三十。是迄死ヲ決スルコト、中中兩三度ニ止ラズ。然共、遂ニ死セズ。カク云ハバ、松陰ガウソヲ云ト云ウガ、ドウシテモ人ガ殺シテハ吳レス。今度、要駕モ、恐クハ死ニ至ルマイト、夫ノミ苦心シヤ。併、今度金剛力ヲ出シサヘスレバ、假令死ナズトモ、後舉必ズ謀ラルルナリ。

作間
作間忠三郎

脱走一事、金ナキニ困ルベシ。人別五圓アレバ十分、少々愚考モアレド、恐クハ自謀ルノ工ミニシカズ。作間、彌二ノ作間、彌二デ死ヌルカ、一擧龍ト成ルカ、此十日内外ニアリ。危イコト危イコト。彌二、尊攘ヲ云ハヌト云ハ、赤ウソ、別紙ニ委敷イヘリ。斬奸モ空論。然レバ、彌二モ矢張、松陰ヲ獄ニ繫ク手合。是ヲ以テ奸吏ノ情モ、少シハ察シテヤレ。才力足ラヌ故、無レ據、松陰ヲ縛スルノジャ。夫奸人原ヲ松陰ガ前ヘ連テ來テ、一々議論キカセタラ、御尤御尤ト外、申様ハ無レ之、併、門ヲ出ルト、御尤ジヤケレドモト云ニ止ルナリ。

品川彌二郎ニ與フルノ書

〔安政六年四月、野山獄中書〕

但死生ノ悟ガ開ケヌト云ハ、餘リ至愚故、詳ニ云ハシ。十七八ノ死ガ惜シケレバ、三十ノ死モ惜シシ。八九百ニナリテモ、是デ足タト云フコトナシ。草蟲水蟲ノ如ク半年ノ命ノモノモアリ、是以テ短トセズ。松柏ノ如ク、數百年ノ命ノ者アリ。是以テ長トセズ。天地ノ悠久ニ比セバ、松柏モ一時蠅ナリ。只伯夷ナドノ如キ人ハ、周ヨリ漢・唐・宋・明ヲ經、清ニ至テ、未タ滅セズ。若シ當時、大公望ノ恩ニ感ジテ、西山ニ餓死セズハ、百迄死セズトモ、短命ト云フベシ。何年程生タレバ、氣ガ濟ムコトカ。前ノ目途テモアルコトカ。浦嶋・武内モ、

尊攘家
品川等少年
輩ガ千古ノ
學ニ志サズ
シテ徒ニ大
言壯語スル
ヲ戒シム

禪位遷世
井伊大老ノ
壓制ニヨリ
天皇遂ニ讓
位ノ宸翰ア
リ毛利侯父
子譲責ヲ蒙
ル

今ハ死人ナリ。併、人間僅五十年、外典ノ内ヲクラズ、人生七十古來希。何カ腹ノイエル様ナ事ヲ遣テ死ナネバ、成佛ハ出來ヌゾ。吾今ヨリハ、當世流ノ尊攘家へハ、一言モ應答ハセヌガ、古人ニ對シテ、少シモ恥ケ敷事ハナイ。足下輩、少シ膽アラバ、古人ヘハ恥カシ、今ハウルサシ、此世ニ居テ何ヲ樂シムカ。陳モ凡夫ノ淺猿サ、併恥ヲ知ラズト。孔子曰、志士仁人有ニ殺レ身爲仁トカ。孟子云。舍レ生取レ義者也トカ云テアル。臺ヲ叩テ、大聲ヲスル儒者モアル。其ウルサイヲ知ラズニ、一生ヲ送ルモノモアル。足下輩モ、其仲間ナリ。

高杉晉作ニ與フルノ書

〔安政六年四月。野山獄中書〕

生テ此世ニ樂ムヘキコトナシ。諸君曰、唯待レ時待レ時。此時ヲ失テ又ノ時、可レ待乎。萬一天子モ禪位、君公モ遜世アラバ、遂ニ時ヲ待内ニ時ハ去リ候。此心事ハ、實ニ人ニ語リテモ、誰カハ信シ可レ申哉。且、主上アレ程ノ宸襟惱ラレタルニ、コトハ成トモ敗トモ、長州ノ士、一人モ死ヌルモノナキハ、誠ニ君公様ノ大恥辱ト奉レ存候。他日又好機會出來候テモ。濡手デ栗ヲ握ム様ナ事ハ、逆モナシ。命ガ惜クテハ、矢張此度ノ通ニ相成申候。此事ハ、今論シテ益ナシ。略スベシ。兎角、小生不忠且大不孝ノ此身、一日在レ世モ苦惱不レ能レ堪。老兄十
下候。

諸友ニ語ルノ書

〔安政六年十月。江戸獄中ノ書〕

甲寅
安政元年下
田ヨリ米艦
ニ乗ラント
セシヲ云フ

脱囚
脱獄ナドト
イフコトニ
非ズ罪ヲ寃
サレテ獄ヲ
出ヅルヲイ
フ

李氏
李卓吾

吾、甲寅ノ擧、自ラ萬死ヲ分トス。圖ラズモ幕府寛貸、以テ死セザルヲ得タリ。是今日宜シク幕府ノ爲ニ死スベキノ一ナリ。甲寅ノ後、幽囚國ニ在リ。而シテ吾公ノ眷顧衰ヘズ。是今日宜シク吾公ノ爲ニ死スベキノ二ナリ。之ニ加フルニ、聖天子、宵衣旰食、夷事ヲ軫念アラセタマフ。去年來ノ事、豈ニ普率ノ宜シク旁觀坐視スベキ所ナランヤ。是今日、宜シク天子ノ爲ニ死スベキノ三ナリ。三ノ宜シク死スベキアリテ死ス。死ストモ朽チズ。亦何ヲカ惜マシヤ。吾藩、士多シ。最モ卓犖ヲ稱スル者、僧清狂ナリ。而モ清狂則チ死ス。最モ忠貞ヲ稱スル者、口羽德祐ナリ。而モ德祐モ亦死ス。此二人ハ、人士ノ望ヲ屬スル所、而モ疾病ノ犯

松陰先生書簡〔抄〕

子遠
入江九一

スヤ、死ヲ貰サレズ。是死ハ人ノ免レザル所、吾迂愚ニ於テ、益々惜ムニ足ラザルナリ。水戸ノ鶴飼幸吉、越前ノ橋本左内、京師ノ頼三樹三郎ノ諸人、皆當世ノ名士、年齒皆壯ニシテ、吾ト伯仲セルニ、今皆死シテ不朽ノ人ト爲レリ。吾豈獨リ諸人ニ後ルベケンヤ。漢ノ朱雲、宋ノ施全、明ノ楊繼盛、吾嘗テ仰デ之ヲ慕フ。今吾幸ニ一死ヲ得バ、亦以テ三賢ノ亞タルベケンヤ。今茲ニ五月、檻輿國ヲ去ル。平生ノ心事、具ニ諸友ニ語レリ。復遺缺ナシ。諸友モ蓋シ吾志ヲ知ラン。爲ニ吾ヲ哀シム勿レ。我ヲ哀シム、我ヲ知ルニ如カズ。我ヲ知ル、吾志ヲ張リテ之ヲ大ニスルニ如カザルナリ。

吾ノ將ニ去ラントスルヤ、子遠、吾ニ贈ルニ死字ヲ以テス。吾之ニ復スルニ誠字ヲ以テス。子遠ノ言、大ニ是レ理アリ。若シ誠字ニシテ未ダ遂ゲズンバ、或ハ頭巾ノ氣習有ン。〔原漢文〕

兄杉梅太郎に贈る手紙 〔嘉永四年八月十七日。時に二十二歳〕

【編者註】此書は松陰が江戸勉學中、兄杉梅太郎に與へたもので、必死強學の様見るが如くである。茲に青少年の爲に此一書を抽出した。

一、矩方身上之事、梨藤（椋梨藤太）へも略話し置申候。其趣は、愚意には、先づ寅（安政元年）之御下向之節迄と奉レ存候。しかし父叔兄長尊意如何とも不レ存事に付、御在國中に叔父等へ、右之趣御相談被成下候様、御頼仕候て、丑（嘉永六年）之御登り之節、何分之儀、返答承度候間、得と御熟話被下べく候。於愚は、素より天命に任せ候事には候得共、三年之

修業位にて、何も出來申間敷、天下英雄豪傑は多きものにて、其上に駕出仕候事は、中々愚輩之鈍才にては、俄かに出來可_レ申とも思はれず。我往ニ一步_{ケハ}寇亦一步をゆく之道理、況して愚鈍のものは、人の十步百歩之間に、漸く一步を移し候位之事にては、三年五年には、間に合申間敷候。夫故死而後已を以て、自から戒め候事に御座候。しかし是は外に馳せ人に勝を求る事に相成、深く懲すべき心に御座候間、一體武士之一身成立いたし候事、何共無_ニ覺束候故、愚劣ながらも、緩々居候はゞ、何か一つともは得可_レ申哉と存じ居候事に御座候。是藤太へ話し候意に御座候間、宜敷被_ニ仰合_ニ候様奉_レ願候。

武士之一身成立無_ニ覺束_ニ譯左之通、

一、是迄學問込も、何一つ出來候事無_レ之、僅かに字を識り候迄に御座候。夫故方寸錯亂如何ぞ哉。

先歴史は一つも知不_レ申、此以大家之説を聞候處、本史を讀ざれば成らず、通鑑や、綱目位にては、垢ぬけ不_レ申由、二十一史亦浩瀚なるかな。頃日とほ(ボ)ノ_ク史記より始め申候。

史論類綱鑑之初めを見候ても、多きかな、大家は急需とは不_レ申候へ共、閑暇之(節)見度存候。

兵學家は、戰國之情合を能々味候事肝要と奉_レ存候。其情合を味ふは、覺書・軍書・戰記之類、學者衆之埒もなきものと被_レ申候ものゝ、尋思推究の功を加へ候はゞ、少々自得之處も可_レ有_レ之歟に被_レ考候。今武教全書中にも、其情境茫然として、得心行不_レ申候事も有_レ之候へ共、誰に問ても能通し不_レ申候。

此二條、志のみにて、未だ得果不_レ申候。

經學四書集註位も、致ニ一讀_ニ候ても、夫では行不_レ申候。宋・明・清諸家、種々純儒有_レ之銖ものなど之中に就て、尤なるもの全集を窺ふべし。

輿地學も一骨折れ可_レ申 武道ノ書モ說ク所

砲術學も一骨折れ可_レ申 異同アレ共一部ナラズ

西洋兵書類も一骨折れ可_レ申 士道要論・武士訓・武道初心集

本朝武器制も一骨折れ可_レ申 漸此三部ヲミル此外何ゾ限リアラン此モ一骨折可_レ申
文章も一骨折れ可_レ申

諸大名譜牒も一骨折れ可_レ申

算術も一骨折れ可_レ申

七書致_ニ集訟候間折訟は片言にては行(ハレ)不_レ申候是も一骨折れ可_レ申

體中ノ骨
骨ヲ折ルコ
ト十本ニモ
及ババ何事
カ學ノ成ル
アルベシト
イヘル、眞
劍恐ルベキ
コトナリ

右思ひ出し次第に記し見候得共、何一つ手に付居候事は、一つも無_レ之、今から思ひ立可_レ申候へ共、何と定め諸事は棄てやり可_レ申事無_レ之候。且人經學あることを知て、兵學あることを知らず。中谷(松三郎正亮)・椋梨等逢候度毎に、經學をすゝめ、別に臨て(中谷八月十五日江戸ヲ發ス)殊に叮嚀之意を致し候處、矩方も兵學をは、大概に致置、全力を經學に注ぎ候はゞ、一手段可_レ有_レ之候へ共、兵學は誠に大事業にて、經學之比に非す。且代々相傳之業を、恢興する事を圖らすして、顧て他に求る段、何共口惜次第、申さん方もなし。方寸錯亂、如何ぞ哉。

體中之骨、何本有_レ之るは不_レ存候へ共、十本許りも折れ候はゞ、跡はいかをくひ候貓之様に成可_レ申哉。是も一つ之懸念、其他世上一統之人に、且々並び申度候へ共、藝術に至ては、

數を知らず候。詩歌・茶湯・棋・書畫・印・立花・能・謠・淨瑠璃、嗟々陋哉。厭へし。厭へし。
僕所_レ學未_レ得_ニ要領_一與。欲_レ得_ニ一言而定_ニ斯心之動搖_上。万祈万祈。

妹千代に與ふる手紙

(安政元年十二月三日)

【編者註】此一書は松陰が野山獄中より妹に與へた手紙である。綿々盡きざるの情と、婦人の道を説き諭す切々の情とは、正に一篇の女訓といふべきである。

十一月廿七日と、日づけ御座候、御手紙、並九ねぶ三かんかつおぶしとともに、昨ばん相と、き、かこひの内は、ともしくらく候へ共、大がい相わかり候まゝ、そもそもの心の中をさつしやり、なみだが出て、やみかね、夜着をかむりて、ふせり候へ共、如何にもたへかね、又起て御文くりかへし見候て、いよいよ涙にむせび、つひに夫なりに寝入り候へ共、まなくめがさめ、よもすがら、ね入り不_レ申、色々なる事、思ひ出し申候。和もじは、父母様や、あに様の御かげにて、きものもあたゝかに、給物もゆたかに、あまつきへ、筆かみ書もつまで、何一つふそくこれなく、寒きにもきけ不申候間、御安心可_レ被_レ成候。そもじの御家おばさま

も、御なくなりなられ候事なれば、そもそも心懸候はては、相すまぬ事、ことにおじさまも、年まし、御よわひ高く、被^レ爲^レ成候事ゆへ、別して御孝養を盡し候へかし。又萬子(吉)も日々ふとり可^レ申候得は、心を用ひてそたて候へ、赤穴のばあさまは御まめに候哉、御老人之御事、萬事氣をつけて上げ候へ。かゝる御ろう人は、家の重ほうと申ものにて、きんにも玉にも、かへらるゝものに無^レ之候。そもそも事は、いとけなきおりより、心得よろしきものとおもひ、一しほ親しくおもひ候しが、此ほど御文拜し、入ざる事までも、申進候なり。

三日

大にい

大にい
大二郎兄即ち自分をい
梅にい様
杉梅太郎
貝原益軒

別にくだらぬ事、三四まい、したゝめ、つかはし候間、おとゝさまか、梅にい様に、讀よき様に、寫してもらひ候へ。少しは心得の種にもなり可^レ申候。扱御たようの中にも、手習よみものなどは、心がけ候へ。正月には、一日共はやぶ入り出來可^レ申哉。どうぞ、あに様の御きう日をゑらび參り候て、心得になる嘶ども聞候へ。拙も其日分り候はゞ、昔嘶なり共、したゝめて遣し可^レ申、又正月には、いつくにも、つまらぬ遊事をするものに候間、夫よりは、何か心得になるほんなりとも、讀てもらひ候へ。貝原先生の大和俗訓、家道訓、などは、

丸き耳にも、よくきこゆるものに候。又淨るりほんなども、心得ありてきゝ候へば、すいぶん役にたつものに候。

扱又別にしたゝめたる文に付、うたをよみ候間、こゝにしるし侍りぬ。

頼もしや、誠の心、かよふらん、文みぬ先に、君を思ひて。右のしたゝめたるは、そもそもと思ひ候より、ふでをとりぬるが、其よ、そもじの文の到來せしは、定めて誠の心の文より先に參りたるに哉と、いたのもしくぞんじ候まゝ、かくよみたり。

三日

凡人の子のかしこきも、おろかなるも、よきもあしきも、大てい父母のおしへに依る事なり。就中男子は、多くは父の教を受け、女子は多くは母のおしへを受くること、また其大がいなり。去ながら、男子・女子ともに、十歳已下は母のおしへをうくること一しほおゝし、故は父はおごそかに、母はしたし。父はつねに外に出、母は常に内にあればなり。然ば子の賢^{カシコキト}愚^{オロカナルトヨキトアシキト}善惡^{ヨキトアシキト}に關る所なれば母の教ゆるかせにすべからず。併その教といふも、十歳已下小兒の事なれば、言語にてさとすへきにもあらず。只正しきを以て、かんするの外あるべからず。昔聖人の作法には、胎教と申事あり。子胎内にやどれば、母は言語立居より、給もの

などに至るまで、萬事心を用ひ、正からぬ事なき様にすれば、生るゝ子なりすがたもたゞしく、きりやう人に勝るとなり。物しらぬ人の心にては、胎内に舍れるみきゝもせず、ものもいはぬものゝ、母が行を正しくしたりとて、などか通すべきと思ふべけれど、こは道理を知らぬゆへ、合點ゆかぬ也。凡そ人は、天地の正しき氣を得て、形を拵へ、天地の正しき理を得て、心を拵へたるものなれば、正きは習はず教へずして、自ら持得る道具也。ゆへに母の行たゞしければ、自らかんすること、更にうたがふべきにあらず。是を正を以て正きを感じると申なり。まして生れ出て、目もみへ、耳もきこへ、口もものいふに到りては、たとへ小兒なればとて、何とて感ぜざるべきや。扱又、正きは人の持前とは申せども、人は至てさときもの故、正しからぬ事に感するも又速かなり。能々心得べきことならず哉。因て茲に人の母たるものゝ行ふべき、大切な事を記す。此他ちいさきことは記さずとも、人々辨ふる所なれば、略し置ぬ。(いろはたとへにも、氏よりはそだちと申事あり。子供をそだつる事は、大切な事也)

一夫を敬ひ、舅シウトシウトメ姑シウトシウトメに事ふるは、至て之大切な事にて、婦ヨメたるものゝ行これに過たる事なし。然ども是は誰しも心得ぬものなれば、申さずともすむべし。扱かんにやうは元祖已

下代々の先祖を敬ふべし。先祖をゆるがせにすれば、其家必衰ふるもの也。凡そ人之家の先祖と申ものは、或は馬に乗り、槍を提げ、數多度の戦場にて、身命を擲ち、主恩の爲に働きたるか、或は數十年役儀タクギを精勤セイキンし、尋常ならぬ績ヨノツオを立たる歟、或は武藝人にする歟、文學世にきこへたる歟。何にもせよ一かたならぬことありてこそ、百石なり五十石なり、知行を賜り、子孫に傳たるなり。その以下の先祖と申ものも、夫々御奉公行其節をとげたればこそ、元祖同様に、知行を賜りゆる事なり。この所を能々考へ、この一粒ツブも先祖の御蔭と申ことを、寢ても醒ても忘るゝ事なく、その正月命日には、先祖の事を思出し、身を潔くし、體を清め、是を祭り奉りなどすべし。又一事を行ふにも、先祖へ告り奉りて後、行ふ様にすべし。左すれば、自ら邪ヨコシマコト事なく、する事なす事、皆道理に叶ひて、其家自ら繁昌するものなり。もしこのこゝろへなく、己が心まかせに、吾儘一杯を働きなば、如何で其家衰微せざらん哉。聖人の教は、死去りて世に居玉はぬ親先祖に事ふること、現在の親祖父に事ふ如くすべしとあり。今親祖父現在し玉へば、何事も思召を伺てこそ行ふべきに、世に居玉はぬとて、先祖の御心をも察し奉らす、吾儘計り働くは、是を先祖を死せりとすと申す。勿體なき事ともなり。

註 婦人は己が生れたる家を出て、人の家にゆきたる身なり。然れば己が生たる家の先祖の大切なる事は、生れ落ることより辨へ知るべけれど、やゝもすれば、ゆきたる家の先祖の大切なる事は思付ぬ事もあらん。能々心得べし。人の家にゆきたれば、ゆきたる家が己が家なり。故に其家の先祖は、己が先祖なり。ゆるがせにする事なれば、ゆきたる家が己が家も、委しく心得置、子供等へ昔嘗の如く、嘶聞すべし。大に益ある事なり。

一神明を崇め尊ふべし。大日本と申國は、神國と申奉りて、神々様の開き玉へる御國なり。然れはこの尊き御國に生れたるものは、貴きとなく、賤きとなく、神々様をおろそかにしては、すまぬことなり。併世俗にも、神信心といふ事する人もあると、大てい心得違ふなり。
神前に詣て拍手を打ち、立身・出世を祈りたり、長命・富貴を祈りたりするは、皆大間違なり。神と申ものは、正直なる事を好み、又清淨なる事を好み給ふ。夫故神を拜むには、先己が心を正直にし、又己が體を清淨にして外に何の心もなく、たゞ謹み拜べし。是を誠の神信心と申なり。その信心が積りゆけば、二六時中、己が心が正直にて、體が清淨になる。是を徳と申なり。

菅丞相

菅丞相の御歌に、心たに誠の道に叶なは祈らすとても神や守らん。又俗語に、神は正直の

頭に含るとい、信あれは、徳ありといふ。能々考て見るべし。
扱又佛と申ものは、信仰するに及ぬ事なり。されど強ち人にさからふて、佛をそしるも入ぬ事なり。

一親族を睦くする事、大切也。是も大てい人の心得たる事なり。併從兄弟と申もの、兄弟へさしつべいて、親しむべき事なり。然るに世の中從兄弟となれば、甚疎きものむゝし。能考へて見るべし。吾が從兄弟と申は、父母の侄なり。祖父母よりみれば、同しく孫なり。左すれば、父母、祖父母之心になりて見れば、從兄弟をは、決してうとくはならぬ也。併しながら從兄弟のうときと申は、元來父母、祖父母の教の行と、かぬなり。子を教ゆるもの、心得へきなり。凡そ人の力と思ふものは、兄弟に過たるはなし。もし不幸にして、兄弟なきものは、從兄弟にしくはなし。從兄弟兄弟は、年齢も互に似寄りてもの學しては、師匠の教を受けし事をさらへ、事を相談しては、父母の命をそむかぬことく計ふ。皆他人にてととく事にあらす。此處を能考ふべき事なり。

茲に一つの物語あり。吐谷渾トコクコンと申、夷國エビスケニの阿豺アヘイと申人、子二十人あり。病氣大なりければ弟の慕利延モリヤンを召て申には、汝壹本の矢をとりておれ、慕利延これを折たれは、又申には、汝

十九本の矢をとりておれ。慕利延、折る事あたわす。阿豺申には、汝等能心得よ。一本立なれば、折やすし。數本集れば、折かたし。皆々一致し、國を固めよかしと。國にても、家にても、道理は同じ事なり。とかく婦人の詞よりして、親族不和となる事おこし。忘るべからず。

右に記しぬるは、先祖を尊ふと、神明を崇むると、親族を睦くすると、已上三事なり。是が子供をそたつる上に、大切な事なり。父母たるもの、此行あれは、子供は誰教るとなく、自ら正き事を見習ひて、かしこも、よくなるものなり。又子供やゝ成長して、人の申事も耳に入る様になりたらば、右等之事を本とし、古今の種々なる物語致しきかすべし。子供の時、聞たる事は、年を取りても忘れぬものなれば、尙もなき事を申聞すよりは、少なりとも、善き事を聞するに志くはなし。

杉の家法
松陰ノ實家
杉家ノ家法

杉の家法に世の及ひがたき美事あり。第一には先祖を尊ひ玉ひ、第二に神明を崇め玉ひ、第三に親族を睦しくし玉ひ、第四に文學を好玉ひ、第五に佛法に惑玉わす、第六田畠之事を親らし玉ふの類なり。是等之事、吾なみ兄弟の仰きのつとるべき所なり。皆々能心懸候へ。是則孝行と申もの也。

此書付は、阿千代、阿壽等へ示し可レ申とて、先日より胸中にたくわへ候處、所詮讀書之閑なく、夫きりにいたし置候。昨朝無事故風と思付、認懸候。又暮程に見候へは、餘り拙き故、止め可レ申と存候處、夜中阿千代が文を見、涙を流し、所謂鬼の目にも涙とやら云ふしにて、頻になつかしく相成候故、拙きながら、妹等へ遣申度存候。久しく胸中に蓄へたるを、昨風と筆を下し、其夜千代が文參り候事、精誠之感通かとも思われ候。拙きは何んとせう、御閑御座候は、半枚五行位に、讀よきやうに御認め、兩妹などへ、御與へ被レ遣聞布哉。乍レ恐尊大人へ御頼仕可レ然哉。萬々宜しく奉レ頼候。

三 日

與姪阿萬

萬也當ニ日長。不レ見又一年。已免ニ父母懷。未レ立ニ師傅前。仲父坐ニ牢狴。晨夕守ニ遺編。愛レ汝無レ助レ之。道レ古附ニ詩篇。王尊叱ニ九折。孟母樂ニ三遷。分陰師ニ陶侃。一經慕ニ韋賢。忠孝誠可レ貴。學問爲ニ之先。萬也汝善聽。長江有ニ深淵。

大二郎もの

一號きくそじやない

阿妹千世より息萬へ歌よみて給へと申遣しけれは

のりかた

たらちねのたもふその名はあだならず千世萬世へとめよ其名を
發句之事に付、申こされ候趣、致承知候。とうそ心懸られ候へかしとぞんし候。さして六
ヶ敷事にはある間しく候。存候所を申べし。發句は趣向シヨウをたてゝすへし。タメ題に相應の趣向あ
るへし。たとへは、梅の句なれば、梅は體なり。夫へ橋にても、もつてむかふか、則趣向也。
あとは、句作りと心得べし。柳の句なれば、柳は體なり。浪は用なり。趣向なり。これへ、
句作を付けてすへし。

五文字 浪にたつ、涼しさ持て、柳カナ

古池に、蛙飛こむ、水の音（古池は題なり。蛙は趣向なり。あとは句作りなり）

發句は、たゞ心に思ふまゝを作るべし。

發句には、必季節と申ものを入ねはあしゝ。

春・夏・秋・冬の類なり。春雨、春風、秋の暮、冬枯フユガラ、など、其外秋なれば、菊、熟柿、霧、
月、うら枯、初鴨、尾花、新酒、露時雨、などのい、一々數へかたし。此間、當所にて出

來たる發句、左に出す。

うら枯や、只さうくと、夜の風

題うら枯

糸車、手もおだれけり、秋のくれ

同秋の暮

初鴨の、行かた哀し、秋問暮

同初鴨

廣野由く、吾袖寒き、尾花哉

同尾花

朝霧に、跡先知れぬ、繩手哉

同霧

圖らすも、木葉をちらす、秋の風

同秋風

珍らしゆう、呼れて譽る、新酒哉

松陰先生書簡

朝さりに、ぬれる帽子や、暮の秋

同新酒
同ゆく秋

此るいにて

御考候て

一二句讀

みて

見玉へ

松陰先生詩鈔

【編者註】松陰先生の遺稿は、積んで等身に至る。詩亦た山の如く、併も多くは時事を慨し、志操を詠せるもの、皆取つて讀むべく、誦すべきである。今茲に鈔するところの如きは、眞に滄海の一珠に過ぎぬ。唯だ青少年の志を磨するに足るものを擧ぐるのみである。

春雨〔弘化三年春作。時ニ十七歳〕

四檐雨聲轉作寒。小樓枯坐發書看。初覺入春暑方永。一卷兵韜讀易殘。

春夜即事〔同上〕

四鄰人定夜不譁。東峯月出上窓紗。讀書偏憂睡魔逼。立汲石泉煎苦茶。此中幽情亦非俗。箇是世外淡生涯。

自嘲〔嘉永元年作。時ニ十九歳〕

幾歲杜門臥草廬。自嘲世味未全疎。意絕詩文書畫玩。案存甲越孫吳書。

讀書云々
少年松陰ガ
如何ニ勉學
ニ精進セシ
カヲ察セヨ

或令童子抄韜略。不必田園事芟鉏。狂生竊擬試螳臂。夢裡未看樵與漁。

初秋寄人

〔同上〕

秋風一夜動庭蕉。剩覺山村暑氣消。自此讀書惜分晷。要須對几到中宵。

文章何必追時尚。譏論唯當報聖朝。言志寄詩寓箴戒。久要所貴不阿嬌。

西遊詩草抄

〔嘉永三年。時二十歲〕

赴長崎途中作

踏破四州雲表山。擬看萬里噶蘭船。笑他亭驛毫無礙。半是國恩半是錢。

訪鎧軒先生

〔同上〕

說經論史又談兵。著實工夫得細評。侍坐無端閑話久。月輪來照此心明。

客懷

九月廿五日作、客月今日出家

曾中堆阜萬嶠峋。元是遊蹤志自真。

千里離家成底事。

曉鐘暮鼓忽三旬。

病中十月朔日

〔同上〕

病床連日少人臻。書劍蕭條遊學身。寤寐恍然多感慨。肯令二豎役精神。

〔二豎
ヤマヒ〕

噶蘭左内、平戸藩ノ家

葉山左内、
老、元治元年四月歿、六十餘時ノ作

九州歷遊當時ノ作
ノ秋八月ヨリ十二月迄

松陰廿一歳

西遊詩草

〔嘉永三年。時二十歲〕

病思如麻亂四馳。課書拋去駭時移。此間尙是閑情在。老壁題來新製詩。

詠鎧松

〔同上〕

鎧松在葉山氏宅中。先生取以名軒。聞南北之時。藩先侯勤王于一方。

以英雄著。一日投潭殲怪。曝鎧于其枝。是松之所由名也。十四年前。

爲雷擊摧其隻幹云。

老松蒼頸欲凌空。五百年來立北風。想見當年殲怪日。龍鱗蚪鬚與有功。

不屑霹靂摧隻幹。依然後凋十八公。別有梅竹締舊盟。棟梁獨推三友中。

梅自清標竹苦節。要各歲寒逸趣同。嗟嗟藤蘿曷爲者。蔓筵漫擬攀老松。

欲裁短楮附雙魚。情事萬般逐次書。却想家庭拆緘日。爺娘聚首遠思余。

學術由來孰最真。達材成德總酸辛。寒燈一穗照單獨。尙友先賢百冊人。

留別鎧軒先生

先哲叢談原念齋ノ著
全八卷續篇アリ

碩人
盛望ノ人ヲ
イヒ茲ニテ
ハ葉山左内
ヲイフ

瓊浦
長崎港ライ

久聞碩人在西肥。曾將鄙情付鯉魚。徒欽名聲轟九國。未得拜謁接容儀。
一朝決策來相隨。五旬駒隙忽歸期。愧吾向來乏學殖。翹企無由窺藩籬。
邈矣千里告別離。只期再遊侍書帷。如何歲月不俟人。畢生邁志竟何爲。

瓊浦寓中村仲亮家。仲亮與其弟良弼及僑善次郎共係周防人。

秋半出家將十旬。一劍飄然漫遊身。豈圖瓊浦千里外。萍聚總是鄉國人。
情話萬緒多雅致。不妨門前漲黃塵。

漫遊過天草洋。登溫泉嶽。山奇海嶮而無一句答風景慚甚。戲賦。

吾自嘗橫幾萬丁。閑過山海數十程。譚兵曾次元如是。畢竟不能文字鳴。

柳河旅館臥病

千里倦遊寒書生。旅館連日病臥床。夢耶幻耶憂心悄。思親思友又思鄉。
況復同宿總估客。鯨燈夜久乘除忙。去國荏苒忽五月。心事蹉跎何所成。
作詩無人爲評隲。浩歎誰慰此時情。

榮城用佩川先生及千住迎二君席上見示韻聊賦長句呈接見諸君。

踏破九州蹤縱橫。久欽大邦多士名。豈圖飄然漫遊客。溫溫得結詩酒盟。
踏破九州蹤縱橫。久欽大邦多士名。豈圖飄然漫遊客。溫溫得結詩酒盟。

歸家二首
「西遊詩草」
ヨコニテ終ル

浪遊五月歲將除。歸意如飛小笨車。粉壁萬家一葦水。眼明前岸故人居。
赤馬關訪伊藤木工介

長山幾疊逆吾來。繫纜叩門一笑開。情況千般說難盡。兩肥二筑踏過回。

發吉田驛
十二月廿九日

早發戴星鞭小蹇。十旬羈旅思君恩。尙及新正朝賀否。計比戌牌至柴門。

奮然擔笈作西遊。心事蹉跎日月流。不獨膝前虧定省。却令父母疾之憂。
鵠鵠原遠報蓬桑。淬勵君期磨劔鉉。愧吾學業寸無進。贏得山河話一場。

楠公墓下作
〔嘉永四年三月。東遊日記〕

爲道爲義豈計名。誓與斯賊不共生。

公不死
此意「七生
說」ニ詳シ

嗚呼忠臣楠子墓。
湊川一死魚失水。
人間生死何足言。
如今朝野悅雷同。
讀書已無衛道志。
君不見滿清全盛甲宇內。
江南十萬竟何爲。
安得如楠公其人。
獨跪碑前三嘆息。

感時事作

〔嘉永六年作。時ニ二十四歳〕

墨奴遞書向我期。
普天率土孰非王臣與王土。
如今上下浴至治。
第一可憂是壅蔽。

吾且躊躇不忍行。
長城已壞事去矣。
廉頗立懦公不死。
僅有圭角乃不容。
臨事寧有取義功。
乃爲公麼所破碎。
陳公之外狗鼠輩。
洗盡弊習令一新。
滿腔義膽空輪囷。

墨奴
ペルリノ浦
賀ニ來寇セ
ルヲ云フ

雲外鶴

佐久間象山

ガ松陰ニ贈

ルノ歌アリ

「カクトシ

モ知ラデヤ

雲外鶴
佐久間象山
ガ松陰ニ贈
ルノ歌アリ
「カクトシ
モ知ラデヤ

大臣悠悠不恤事。
外臣含憤胸鬱勃。
此弊一洗備始修。
洋人陣法稱絕妙。
艦兮砲兮最要物。
古云達四聰明四目。
平明視朝會群臣。
不然雖砲利矣雖艦堅。
君不聞碧蹄館下諸侯功。
我武當年揚異域。
無情却有情。

出獄歸國之間雜感
〔安政元年九、十月作。時ニ二十五歳〕

去年雲外鶴。今日籠中雞。
人事何嘗定。皇天甚不齊。
推枕窺窓戶。朝暉晴色新。
大陽無私照。亦及繩紲人。
欲問故人事。唯爲激怒聲。

去年ノ此頃
ハ君ヲ空ニ
ク田鶴ニタ
トヘシ」
龍水
天龍川
馬卿
司馬相如ノ
コト、昇仙
橋ニ題スル
ノ故事ヲ云
フ

京儒不好武。少年有所志。諸葛吟梁甫。報效抱素志。長江流不盡。才疎志漫大。人生如草露。君恩遂未酬。偉績未能忘。夢想轉非凡。志遂爲俊士。蹉跌爲俘囚。國家有爲日。昨夜太平海。快風懸布帆。俗子難與議。成敗論丈夫。計蹶爲囚奴。計遠亦自好。又得拜慈顏。逸氣隘神州。乃欲窮五洲。可憐蹉跌後。一室爲孤囚。

文墨徒窮年。借問浪華變。題柱學馬卿。今日檻輿返。夷齊歌采薇。青山隨處在。意廣學缺精。辛艱何足虞。勿顧一朝苦。遂空千歲圖。適得博虛名。有一事聊違俗。擬以報君恩。素志遂不摧。心事未全違。是吾畫錦行。

次大櫻詩

〔「乙卯稿」安政二年作。時二十六歳〕

外張威武，內富美。

獄中作〔「獄舎吟稿」同上〕

洪水汎濫誰塞源。長鯨怪鱷幾春秋。神禹逝矣世寂莫。孤舟失舵不知津。
衰宋畏敵議和好。僅策戰伐目爲暴。醫兒邪說何暇論。待看邊塞有捷報。

獄中作 「「獄舍吟稿」同上」

世路悠悠幾險夷。功名笑不與身宜。沮洳樂國吾滋信。囹圄福堂人未知。
猛虎元多居穴日。死灰何復有然時。疇曩豪氣向誰說。聞盡庭叢蟲語悲。

有憶同門生蟻川賢助 「同上」

象山高突兀。雲翳可仰難。何日天風起。快望狻猊蟠。
鯨鯢橫溟渤。跋蹠窺釁端。已得借地計。又欲測海濱。
廟堂諸君子。何心袖手觀。護病忌醫藥。酙毒甘宴安。
雷同投時好。枉供一笑歡。未見氣吞鵠。唯聞語作蠻。
索居思益切。同學獨有君。礮技覈新舊。橫文譯嘲蘭。
近應大國聘。杖策謁軍門。願成象山志。更起一峰巒。
孤囚在圜上。暗燈照影單。願托北飛鴻。爲報酸在肝。

秋盡夜書感

松陰先生詩鈔

象山 信州松代ニ
アリ蟻川賢助ハ松陰ト
共ニ象山門ニ在リシ人
恩師ヲ思ツテ同門ノ士ヲ激ス

支那宋末ノ 宰相秦檜和 平ヲ唱へ岳 飛戰略ヲ論 ゼシヲ云フ

象山高突兀。雲翳可仰難。何日天風起。快望狻猊蟠。
鯨鯢橫溟渤。跋躡窺釁端。已得借地計。又欲測海濱。
廟堂諸君子。何心袖手觀。護病忌醫藥。耽毒甘宴安。
雷同投時好。枉供一笑歡。未見氣吞鵠。唯聞語作蠻。
索居思益切。同學獨有君。礮技覈新舊。橫文譯嚼蘭。
近應大國聘。杖策謁軍門。願成象山志。更起一峰巒。
孤囚在圜土。暗燈照影單。願托北飛鴻。爲報酸在肝。

孤舟失舵不知津。
待看邊塞有捷報。

大槻

八平三

1

松陰先生詩鈔

二四六

變異
安政元年江戸大震ノ後二十回ニ瓦リテ地震フ

幽囚日月速。九秋此夜過。人定比舍閑。獨坐愁思多。
三光翳雲霧。四海起風波。墨魯勢已爾。暗拂情如何。
天地降變異。陰陽失其和。昨來地荐震。過慮破山河。
天道不可度。無乃人事差。願借撼坤力。一震殲妖魔。

孤憤無所訴。鬱胸自撫摩。陰蟲響時絕。四檐雨滂沱。

步平象山先生送別韻

〔安政二年九月作。時廿六歲〕

東方有俊傑。志尚素不群。常慕非常功。又愛非常人。
吾誤辱知愛。不知其所因。一別山河邈。情懷訴九旻。
踽踽涼涼者。孑立有誰隣。絕海千萬國。何以得新聞。
國家方多事。吾生非不辰。涓埃有益國。敢望身後賓。
彤軒與彩籠。鸞鶴各爲群。中有野鳥在。瞻々語喧人。
一朝被放去。自知禍福因。展翼飛凌雲。蒼蒼高秋旻。
下瞰一塊土。無處不比隣。回顧復一鳴。欲向舊巢聞。
別時叮嚀教。歸朝及丙辰。此意吾自銘。敢後鴻雁賓。

一別
安政元年九月十八日松陰江戸ニ象山ト別ル

先考
松陰先生父
杉百合之助

拜先考墳淚餘作詩

五首錄一

治久邦家天步艱。才疎自悼保生難。高墳重祭又何日。好向黃泉苦問安。

下田獄中作 〔安政元年作。時廿五歲〕

不審夷情何馭夷。夷情深遠酷難知。航海誤來天下計。男兒寧作一身悲。
計疎我罪逮我師。師獨憂時不我疑。上智未聞間敵國。神龍何怪遠河渭。
警更柝響頻驚睡。隔壁咳嗽難認誰。人定夜深多感慨。強排愁思和新詩。
吾嘗有罪蒙寬宥。益感君恩海壑深。李廣何須嘆不遇。伯牙祇欲答知音。
人寰至竟通兼塞。天道元來陽有陰。已把死生附餘事。寧因榮辱負初心。
爭利必於市。觀水必於海。坐井見天者。如何能有濟。
臆度作摸捉。如遇月之晦。繩墨守舊套。譬如保孤壘。
火輪來巨艦。要津何以待。虛聲作恐嚇。每每受其給。
遂令蠢爾虜。視吾比傀儡。傀儡雖視吾。將士尙赦怠。
已非伐謀策。又非締親禮。圍棋失一著。終爲全局累。

弟子
象山ニ對シ
テ云フ

世事正爾爾。憂之忽見逮。弟子甚粗豪。師亦逮其罪。
幽囚不見天。荏苒日月改。通古以策今。審已且知彼。
萬願一不遂。何以經叔世。俗吏暗事務。文法束縛人。
俗吏疎人情。發言忽怒嗔。人情隨遇異。事務逐日新。
唯願起俊傑。一揮清胡塵。奇策致人怪。忽投俘囚群。
吾人生天地。亦豈無緣因。天地雖廣大。曾不容吾人。
火輪走海城。萬里爲比隣。竭慮謀時事。何不愍蒼旻。
下則究泉淵。上則測星辰。如今洋中賊。振古所未聞。
故國有弟兄。常憂吾狂痴。廟算不改轍。何使洋賊賓。
王袁讀蓼莪。三復涕淚垂。失路靡在此。存沒不相知。
嗚呼感心事。無若讀毛詩。

天地雖廣大。曾不容吾人。國家多難際。失機果誰因。
竭慮謀時事。何不愍蒼旻。志士苦心事。茫然若不聞。
如今洋中賊。振古所未聞。廟算不改轍。何使洋賊賓。
廟算不改轍。何使洋賊賓。失路靡在此。存沒不相知。
今吾講常棣。能不起哀悲。

蘋義
詩經蘋義篇

溢木生
松陰ト共ニ
米艦ニ上ラ
ントセシ金
子重輔

有憶亡友溢木生 〔安政二年十月作。時ニ廿六歳〕
去年今日與君別。一別遂爲永世訣。棘垣鑰戶身儘安。宿草荒墳恨漫切。
死者無知將有知。料識幽魂遂未滅。鄂羅議疆允所請。花旂求炭洋不閉。
最是難測嘆咷唗。突然貢艦來不絕。瓊浦豆海與箱港。枉附豺狼營窟穴。
君逝一年事百變。生無可樂志將折。幽魂旁睨尙來享。酒醴維清粢盛潔。

感時事作

〔「丙辰稿」安政三年二月作。時ニ二十七歳〕

東夷北狄蔑神州。開國已來一大變。
石晉權宜甘割地。趙宋怯懦畏交戰。
億兆憤懣達天子。明詔大降紫宸殿。
夷狄豺狼不可親。德之流行速郵傳。
征夷奉詔令天下。聞詔感奮舞且抃。
普天率土王士臣。爾來三年徒燕燕。
如何邦國梗其化。怒極悲生淚如霰。
吾在幽囚怒難平。

泰詔
此詩ノ中ニ
詔ノ字ヲ用
フル五回ニ
及ブ、松陰
ノ忠誠眞ニ
窺フニ足ル

嗟乎天子之詔征夷令。

堂堂藩翰士大夫。

草間若有豪傑興。

往向邦國討亡狀。

不如及今廸果毅。

鼓鼙鑄成大礮銃。

妖僧奸民執迷者。

推尊朝廷重幕府。

然後神州復一新。

東夷北狄仰赤縣。

拜鳳闕肅然作之

〔嘉永六年十月一日作。時二二十四歲〕

山河襟帶自然城。形勢依然舊神京。今朝盥漱拜鳳闕。野人悲泣不能行。
上林黃落秋寂寞。空有山河無變更。聞說今皇聖明德。敬天愛民發至誠。
鷄鳴乃起親齋戒。祈掃妖氛致太平。安得天詔勅六師。直使皇威被八紘。
從來英皇不世出。悠悠失機今公卿。人生如萍無定住。何日重拜天日明。

書金革知來抄後

〔安政元年十二月廿六日作。時二廿五歲〕

四海風塵羽檄馳。生擒夷將定何時。滿胸心事說難盡。獄舍孤燈抄古詩。

泊浪華

〔「西征殘稿」安政四年七月作。時二十八歲〕

狂夫未必不思家。爲國忘家何用嗟。中宵夢斷家安在。夜雨短篷泊浪華。

一身

〔同上〕

一身踪跡幾變更。難免不忠不孝名。膝下缺歡又幾歲。報國微衷何日成。

狂愚

〔同上〕

狂愚誠可愛。才良誠可虞。狂常銳進取。愚常疎避趨。

才多機變士。良多鄉原徒。流俗多顛倒。目人古今殊。

才良非才良。狂愚非狂愚。

客夜遙遙眠不得。孤燈照愁減又明。

示人

〔「戊午稿」安政五年作。時二十九歲〕

乳虎穴中子。驪龍頸下珠。至寶難輒獲。望顧何爲乎。
死中乃求活。堂堂大丈夫。

偶作

〔同上〕

季世威權歸將門。將門受侮屈夷蕃。九重勅發萬邦震。今日始知天子尊。

書感

〔同上〕

今皇神武振古無。海隅蒼生皆感激。何如將軍歿兮群牧沮。嗚呼草莽有臣君知否。

將赴獄留題村塾壁

〔同上〕

寶祚隆天壤。千秋同其貫。今我岸獄投。諸友半及難。東林振季明。太學持衰漢。

松下雖陋村

誓爲神國幹。

吾生於國不忠臣。又是閭閻違二親。吟坐計更初至四。

除夕

〔安政五年。戊午幽室文稿〕

元旦

〔安政六年。己未文稿〕

強顏猶欲迓新春。

大陽朝上海之東。戎狄蠻夷淑氣同。獨有幽囚不平客。春回慷慨嘯歌中。
天子仁明愴墨夷。時乎今去復何時。愛錢惜命世皆是。報國赤心真我師。
次作問子大幽室書感韻

〔同上〕

一寸之心萬斛愁。曾期瀝向王公羞。春寒透骨囚窓夜。蠹冊猶呵凍硯讎。
世間無限讀書人。若個真成忠義臣。一語傳君君記取。事君身卽報親身。
千里壯心如獄何。同仇無路執干戈。吾生三十年猶富。鐵硯容磨志肯磨。
古人不可起。吾心是以憂。時遇奪朱紫。作惡如戴瘤。
草根與木皮。君病非可瘳。

病中書感

〔同上〕

櫻花風韻百花王。一朶猶看揚國香。七道五畿春色遍。丹心人孰映朝陽。

自警詩

〔同上〕

張良ガ韓ニ
報ズル博浪沙ノ一擊

博浪椎

士苟得正而斃。何必明哲保身。不能見機而作。猶當殺身成仁。
道並行而不悖。百世以俟聖人。

次無咎見示韻。〔同上〕

爲賊爲忠方寸間。人生難駐是朱顏。勿將時勢負初志。曾讀詔書雙淚潛。

縛吾集鈔

〔安政六年五、六月作〕

五月廿五日

阪頭望嚴嶼。山色映海光。先公塵賊地。千歲自流芳。

志決家無念。景奇觀不明。檻輿眠足後。默默更多情。

廿九日

罪臣生甚晚。檻輿道蒼黃。

六月四日呈護送諸君

嚴嶼
安藝國嚴島
ヲ云フ
先公
毛利元就

本集ハ松陰
先生ガ萩ヨリ江戸ヘ檻送セラル
マデノ作詩デアル、今茲ニ鈔出ス
ルハ其中ノ數篇デアル

捨
エラブ

君恩未棄罪囚身。護送猶捨忠厚人。殊許歌章排憤鬱。且令興臥任天真。
照心日月千秋耀。過眼山川一番新。長路斯行何用畏。三旬兩脚不承塵。

五日

夢中夢作真。醒後忽爲幻。何時大夢醒。脫却人生患。

千五百秋大八洲。

大陽昭乎皇統悠。

安容猾賊海外內。

膺懲廢矣名分晦。

嗚呼孤臣此行萬人觀。

生豈容易死亦難。

敢企昌黎誠動天。

檻輿暑路亦三千。擁關深雪非今日。

永訣元期違膝下。

一封無未達君前。故人贈我扇頭畫。

昌黎
韓昌黎、コニハ潮州ニ貶謫セラルノ詩ヲ延用ス

楠公三首

生逢知己主。國事力難支。嗟臣死而已。死外無可爲。
臣心丹若日。肯從暗昧爲。如此功不就。臣罪臣自知。

書感

獄吏辱安國。_ヲ死灰不復然。_タ漢史記其事。_ヲ昭昭千歲傳。
 今吾縛法網。_ニ屈仰有誰憐。_{カム}平生有所志。_ス鑛璞肯自捐。
 千磨玉彌瑩。_ヨ百鍊鐵轉堅。_タ楚人足已刖。_タ豐城人久仙。
 吏胥視吾曹。_ヲ曾不直一錢。_ヒ言動動謬戾。_{モハ}錯置或倒顛。_ス
 長者誠難企。_テ國器冀先賢。_ヲ唯存忠厚意。_シ自不愧旻天。_ヲ

一身

一身踪跡幾變更。_シ難免不忠不孝名。_ヲ膝下缺歡又幾歲。_タ報國微忠何日成。
 客夜遙遙眠不得。_タ孤燈照愁滅又明。_タ

辭世

〔安政六年十月廿七日〕

吾今爲國死。_ス死不負君親。_ニ悠悠天地事。_タ鑑照在神明。_ニ

翻世
 「身はたと
 ひ」ノ歌ト
 共ニ松陰刑
 死ノ時口吟
 セシモノデ
 アル、文字
 タシ
 オハ誤アラ
 タシ
 ギモ保シ

松陰先生歌句集

和歌抄

仲秋無月といふことをよめる

ゆくりなき雲の立まひかくろひて今宵の月を見でや止哉

誰謂情可書。盡言非尺牘。といふ事をよみて筑紫の
 友人に遣し侍る

ものおもひ筑紫の道のいとなかきみちかきふみにいかてつき南

又下二轉語曰

ものおもひつきすはつきそつきすともおもふこころはしる人そ知

寄玉叔

玉木文之進

家兄
杉梅太郎

八汐路を輒くわたるもろこしの海の城てふなくてやまめや
旭さす軒端の雪も消にけりわが故郷の梅やさくらん

立春後作。寄家兄。

謝大藤從母惠餅

まとかにと祝ひ初にし鏡餅君が心を照してぞみる

答家大兄

大そらの恵はいとと遍けり人屋の窓も照す朝の日
文うつす研^{スズリ}の冰解にけり梅なき家も春は立ちぬる

送岡田以伯東行

浦山し心の儘に踏行かん春の東の山の霞を

祝彦介元服

歳月云々 戊午幽室文
稿ニ出ツ
若芽刈る
此歌以下十
九首ハ「己」
未文稿ニ
ヨル

今日よりぞ幼心を打捨て人と成にし道を踏かし
歳月は齡と共に盡れとも盡せぬものは大和魂
若芽刈る磯の蟹人事問ん異なる國の春や如何にと
九重の惱む御心思ほへは手にとる屠蘇も呑得さるなり
事しあらは君の都に詣つへし今朝きくかけに聲劣らめや
花や鳥今を盛りの春の野に遊はて猶もいつか待つへき
唐國に宮仕する臣達は君の無き世も薇とるかも
古き書讀めは種々思ふなりかかるん時に吾生れはや
岩間なる梢の雪は融けぬなり心して吹け春の山風
小夜深けて共に語らん友もなし窓に薰れる月の梅か香
心なき春の寒さの烈しきに柳の色も崩出さるなり
いましめの人屋は今日も人そこぬ猶人の日と人やいふらん
人問はぬ人屋も春は問ひにけり窓の日影に梅の香そする
かしこくも千世に芽出たき大君に賤か摘得し芹捧けばや

大江なる川の御裔はいと長し君か浮舟載せてこそ行け
色かへぬ松にひとしき人なればすゑ頼母敷戀もこそすれ
鶯も問ひ來ぬ里の梅の雪積てこそ知れ花の操を
大丈夫の死ぬへき時に死にもせて猶蒼天に何と答へん
春風に嶺の白雪吹消せと心に積もる憂は消めや
世の人は吾を目くらと云ははいへ海亘り来るえびすにおぢす
君こそは神の御心慰めて榮なる名をも世世に傳へん

西遊日記〔嘉永三年十月十八日〕

思へとも人のわざにはかぎりあり力をそへよ天地の神
すくなるをまもるときけば何事も神にまかする身こそ安けれ

宮部鼎藏におくる〔安政元年〕

とくかへりたけき教を弘め玉へ廣き大和に誰れかあるらん
すめかみのみことかしこみ身之上はなりゆくままにまかせこそすれ

東北遊日記の終に〔嘉永五年〕

大空の光りは日々に清けれど光を下に掩ふ叢雲

野村和作に〔安政六年「東行前日記」〕

云す共君のみはしる吾心心の限筆も盡さし

佐佐木叔母に呈す〔同上〕

今更に驚くへくもあらぬなり兼て待來し此度の旅

諸妹におくる〔同上〕

こころあれや人の母たるひとたちよからん事は武士の習そ

木木氏に別る〔同上〕

郭公今を限りと鳴出とも君より見ねは未だにやあらん

東に出立つ時亡友金子生の事を思ひて〔同上〕

箱根山けはしき道を越す時は過にし友を猶や思はん

冷泉雅次郎に贈る〔同上〕

賤か身は世には合はねと大空をてりゆく日はや照ささらめや

同囚に別る〔同上〕

金子生
共ニ米船ニ
上ラントセ
シ金子重輔
ノコト

栖馴れて人屋も流石か床しけり別れに絞る五月雨の袖

涙 松 集 〔安政六年五月作。時ニ三十歳〕

涙 松

歸らしと思ひさためし旅なれ盤^ハひとしほぬる涙松かな
菅公廟
思ふかな君かつくしのこころし盤賤^ハかあつまの旅につ遣ても
鈴木大人におくる

君己^コそ盤蛙鳴音も聞わかん公のためにかおのかためにか

五月雨止

ふりつつく五月雨晴るるころ盤^ハまた人なやまする暑なり鳴

薬しをつ遣らるるとききて

とらはれて行く身も君の恵也むくいをいかてはれかへさめや
呼坂にしてる人の陰ながら見送りける時

かりそめのけふの別そさらなりき物をもいはは思ひをそましなん

小瀬川

夢路にもかへらぬ關を打越て今をかきりと渡る小瀬川

安藝國

安藝の國昔ながらの山川にはつかしからぬますらをの旅

嚴島

そのかみのいつきの島のいさをしを思へ盤^ハ今も涙くまれつ

廣島にて駕籠の戸を明よと警固の人賴むとて

世の中に思ひのあらぬ身ながらもなほ見まほしき廣島の城

備前國にて

今の世盤^ハ君の誘子^{イサゴ}そいとおほみ堂ふれきためくしのみをとり

淡路島

別れて盤^ハふたゝひ淡路島そと盤^ハ知らてや人のあたに過らん

明石

ととまりて月を見るへき身也せ盤^ハあはれやそはんあかし浦波

一 谷

一谷打死と遣しますらをを起して旅の道つれにせん

*

かしこくも公の御夢にいりにしを思へ盤今盤も死さ良めやは

淀

こととはん淀の水車昔よりいく廻りして世をうきへにきや

伏水より都を拜し奉りて

見すしらぬ昔の人の戀しきと思さん己とのかしこかりける

護送の人々に別るとて

歸るさに雁の初音を聞得な盤吾音つれと思ひしらなん

七月九日幕府へめされて 公館を辭するとて

待得たる秋のけしきを今そとて勇しく鳴くつは蟲かな

春宵一刻直千金。花有清香月有レ陰。といふことを讀

み子遠に遣はしぬ

獨寝農首を擧て窗みれば花の月影直千金

待得たる
此歌マデ
「涙松集」
ニ收ムル歌

子遠

入江九一

高須未亡人に數々のいさしをものかたりし跡にて

清らかな夏木農かけにやすろへと人そいふらん花に迷ふと
未亡人の贈られし發句の脇とて

懸香のかをはらひたき我も哉とはれてはぢる軒の風蘭

同しく

一ト筋に風の中行螢かなほのかに薰る池農荷の葉

高須うしのせへつとありて汗ふきを送られければ

箱根山越すとき汗の出やせん君を思ひてふき清めてん
木々大人心ありとて佳節にも杜康の家に過られされは屈
原の事なと思つづけて

我ひとり醒たる人の心しは昔も今も床しかりける

亞墨奴アボグが歐羅ヨウラを約し來るとも備のあらは何か恐れん

備とは艦ト破との謂ならず吾敷洲の大和魂

書生之人牢は近來之奇怪、物議如何、嘸々甚敷事と存し
戯一首之歌を詠しける

亞墨土
此歌ト「備
トハ」ノ二
首ハ嘉永六
年十二月三
日家兄杉梅
太郎ニ贈レ
ル書信ノ終
ニセリ

世の人は
此歌安政元年四月十九日白井小助ニ與フル書簡ニ書ス
瓶花二首安政元年七月十日土屋蕭海ニ贈ル起ふしに此歌安政元年八月二日小倉健作ニ贈ル秋中無月安政元年九月二日小倉健作ニ贈ル

世の人はよしあし事もいははいへ賤が心は神ぞ知らん
瓶花を惜みて

秋風に手折し園乃草花をつほみながらに散るぞ悲しき

一度はさかせて見たき蓮花手折し人のあだ心哉

起ふした故郷おもふ吾こころ文みる人は知る哉知らす哉

中秋無月

ふらはふれよもののきはは雨しつく月見ぬをりにすむ身なりせは
阿妹千世より息萬へ歌よみて給へと申遣しければ

たらちねのたもふその名はあたならず千世萬世へとめよ其名を

下田より囚人となり江戸へ送られし時泉岳寺の前を過義

士に手向侍る

かくすればかくなるものと知ながら已むに已まれぬ大和魂

野山獄には時を待なんといふ人は歌讀にさへなし

いたづらに春をや人の過すらん匂ふ盛りの花も見なくて
花は今盛りなりしに人皆のいつを見るへき時と待らん
愛なはと待にし花もいつかはやうつろひはてて春は暮けり
武藏野に匂ひみちたるさくら花見てのみ人のいかにをらさる

屈原

すなとりのささやくきは思ふなり澤邊に迷ふ人の心を
高杉におくる

かき一重へたてて外は春の月そことも知れぬ花の香そする
こたひ東へめし人にして送らるるよしをききて

鳴かすては誰かきか南郭公さみたれ暗く降つつくよは
堀江工老におくる

よそにのみ見てややみ南常陸なる仙波か沼の波のけはしさ
九月末の二日に工より御酒賜りけるに己れ下戸にて頬の
いと赤くなりて人々に笑はれければ
堀江工老

吾頬は櫻色に曾なりにけり春來にけりと人や見る覽
宥長におくる

十あまり四とせの秋のあたに經てけふこころよく菊を詠めん
十月七日また三士を打れしどききて

安政六年十
月七日松陰
江戸ノ獄ニ
アリ

晴つつく小春のけふそ時雨るるは打れし人を嘆く涙歎
終にゆく死出の旅路の出立はかからんことそ世の鏡なる
國のため打れし人の名は永く後の世までも語り傳へん

天照の神勅に日嗣之隆與天壤無窮と有レ之候處神勅の
相違なれば日本は未だ亡びず日本未だ亡びざれば正氣
重て發生の時は必ある也只今の時勢に頓著するは神勅を
疑の罪輕からざる也

皇神の誓おきたる國なれば正しき道のいかて絶へき
道守る人も時には埋もれともみちしたえねばあらはれもせめ
小林民部に

やよやまとと云ふにいとまも無りけり君か出ゆくよへの別れは

出立をともにと思ふ君なるにしはしはよしとおもひ給ふか
堀におくる

家郷におくる〔安政六年十月廿日〕

平生之學問淺薄にして至誠天地を感格する事出來不レ申
非常之變に立到り申候嘸々御愁傷も可レ被レ遊拜察仕候

親思ふこころにまさる親こころけふの音つれ何ときくらん

述懷

骨を粉にし身を碎つ大君耳丹き心を捧てしかな

此程に思定めし出立はけふ□きくこそ嬉しかりける
十月廿七日呼出の聲をききて

辭世

身はたとひ武藏の野邊に朽ぬとも留め置まし大和魂

十月廿七日
安政六年ノ
此日松陰處
刑ノ日デア
ル、正ニ此
一首ハ松陰
ノ絶筆デア
ル
身はたとひ
此歌ハ十月
廿七日刑場
ニ赴ムカン
トシテ松陰
ガ口吟セル
モノデアル

俳句抄

名月二句

文久二年野

山獄中作

賞月雅艸

秋かとて
此句以下廿六句「圖ら
すも」まで
「獄中俳諧」
中の句

名月に香は珍らしき木の子かな
 名月や木の葉にたるる玉の露
 秋かとてのぞけば梅雨の晴間哉
 萤火や草露しげき谷の間
 辨當の匂ひに競ふや田植かな
 田の面に吹風あをし五月晴
 露月雨に翅濕ふ燕かな
 淋しさの一しほまさる雨蛙
 葉柳や池にさし出た涼み棚
 葛水や柳の蔭の懸り舟
 鶯や昔ながらの春氣色

夕涼み月にすかして笛の聲
 花の山日暮忘れて樽の酒
 雪の藪見習れぬ村の飯烟
 雪の朝隣の近き山家かな
 のうぜんや旅人休む松の下
 涼しみの秋は是なり桐一葉
 森の木末風も動かぬ雲の峰
 旅の夜の燈火消えてきりぎりす
 朝貌やほうき目の有る庭の砂
 朝貌や手水を遣て窓の先
 やれ窓に寝ながら見るや盆の月
 魂送る芋からの舟や曉の風
 柴の戸を開けばどこも月白し

黍の穂やいつくも同じ秋の風
夜の深けて芭蕉の聲や秋の雨
朝霜や見習ぬ嶋の五つ六つ
圖らすも木の葉を散す秋の風
ち類ルとても香盤ハシバシ留たり園の梅
いとつむくおとしまつりてきりきりす
燈火の影靜なり年の暮

高須うしに申上るとて

一聲をいかて忘れん郭公
うら枯や只さうくと夜の風
絲車手もおだれけり秋のくれ
初鴨の行かた哀し秋間暮
廣野ゆく吾袖寒き尾花哉

圖らすも
此句まで
「獄中俳諧」
中の句
ちるとも
此句金子重
輔悼句
年の暮
この句戊午
幽室文稿ニ
出ツ
一聲を
以下十句妹
千代ニオク

菊二句
安政三年九月一日、默霖ニ贈ル

朝霧に跡先知れぬ繩手哉
珍らしう呼れて譽る新酒哉
朝きりにぬれる帽子や暮の秋
さゝ鳴の聲聞かまほし小春かな

歸り花

小春日にさくを待なり歸り花

菊

千里経て香なり届けや菊の花
潤は御園に均し野邊の菊

別二同四〔安政六年「東行前日記」〕

別かな入合早し梅雨のそら

鴻鵠志〔抄〕

- 燕雀安ンゾ鴻鵠ノ志ヲ知ランヤ。(陳涉)
- 壯士死セザレバ則チ已ム。死セバ則チ大名ヲ舉グベキノミ。王侯將相寧ゾ種アランヤ。(同)
- 書ハ姓名ヲ記スレバ足ルノミ。劍ハ一人ノ敵、學ブニ足ラズ。萬人ノ敵ヲ學ブベキノミ。(項籍)
- 先ンジテ發スレバ人ヲ制シ、後レテ發スレバ人ニ制セラル。(同)
- 事成レバ王ニ歸シ、事敗ルレバ獨リ身坐スルノミ。(貫高)
- 蝮手ヲ蟲サバ則チ手ヲ斬リ、足ヲ蟲サバ則チ足ヲ斬ル。(田市)
- 吾レ亦タ東セント欲スルノミ。安ンゾ能ク鬱鬱久シク此ニ居ランヤ。(高祖)
- 壯士坐死セズ。人ノ爲ス能ハザル所ヲ爲サント欲スルノミ。(江都王建)
- 世必ラズ非常ノ人アリ、然ル後非常ノ事アリ。非常ノ事アリ、然ル後非常ノ功アリ。非常ハ固ヨリ常人ノ異トスル所ナリ。(司馬相如)
- 士ハ國ノ重器ナリ。士ヲ得レバ則チ重ク、士ヲ失ヘバ則チ輕シ。(梅福)
- 法ノ行ハレザルハ、上ヨリ之ヲ犯セバナリ。(衛軒)

吉田松陰集——終——

吉田松陰先生略年譜

(大字ハ本人ノ事歴ヲ示ス)
(小字ハ時代ノ關聯ヲ掲グ)

年號	干支	年齡	事歷
【仁孝天皇】			
天保元年	庚寅	一歲	
同二年	辛卯	二歲	○八月四日(陽曆九月廿日)長州萩松本村護國山南麓なる團子岩に生る。
同三年	壬辰	三歲	藩士杉百合之助常道(家祿廿六石)の次子母は兒玉氏名は瀧(毛利志摩家臣村田右中の第三女)幼名虎之助、後大次郎・松次郎又寅次郎と改む。名は矩方、字は義卿又は子義、松陰と號し二十一回猛士、蓬頭子の別號あり、松野他三郎・瓜中萬二等は一時の變名なり。時に父廿七歳、母廿四歳、兄梅太郎三歳、仲父吉田大助廿四、叔父玉木文之進廿一、外叔久保五郎左衛門廿六。○玉木文之進杉家に同居す。
			○九月廿三日頼山陽歿(年五三) ○十月二日二朱金鑄造 ○十一月四日琉球使節登營
			○二月大阪に天保山を築く ○八月武家の日傘使用を禁止 ○全國總石高調査
			○三月二十四日六樹園石川雅望歿(年七八) ○七月京畿地震 ○十二月十日天保と改元 ○是年足立長雋始めて西洋産科を首倡す。

同四年癸巳四歲	同五年甲午五歲	同六年乙未六歲	同七年丙申七歲
○二月二日島津重豪歿 ○五月廿一日蘭馨杉田元伯歿(年七一) ○六月一朱金鑄造停止 ○九月十 一日日本居大平歿(年七八)	○仲父吉田大助賢良の假養子となる。吉田家は世々山鹿流兵學師範を以て 毛利氏に仕へ大番組上士に班せらる(家祿五十七石六斗)	○四月三日仲父大助歿(年廿九) ○六月廿日吉田家を嗣ぐ、尙ほ杉家に同 居す。幼少につき、藩命により家學を高弟渡邊六兵衛・林真人・玉木文之 進・石津平七等を以て教授を代理せしめらる。以後代理者に多少の異同あ りて天保十年に及ぶ。 ○是年大次郎と改稱す ○大助の妻久満は近村黒 川村農森田賴寛の四女にして名義上久保五郎左衛門(家祿四十九石五斗) の養女として嫁す。大助歿後實家に寄寓して世を終ふ、松陰の書黒川北堂 と見ゆるは是人なり。	○二月江戸町會所改革 ○五月水戸齊昭砲臺を助川に築く ○夏以來諸國飢饉、米價昂騰す ○八 月甲斐郡内領に暴徒起る ○九月廿八日毛利藩主齊元菴に歿す ○十一月十日國學者中山信名歿 (年五〇) ○同廿四日歌人村田春門歿(年七二) ○十二月十日毛利藩世子齊廣襲封 ○同廿六日產 醫足立長雋歿(年六一) ○同二十九日毛利藩主齊廣江戸櫻田邸に卒 ○是年古賀穀堂歿(年五九)
○六月廿七日江戸大洪水 ○十月天保錢の新鑄 ○十一月足立左内露語辭典を譯す ○十二月九日 仙石騷動を裁斷。	○二月廿一日江戸大火 ○閏四月十日節儉を令す(天保改革の初) ○ 六月大判金改鑄 ○八月朝水戸齊昭封事を將軍に上り内憂外患を論ず ○十一月十三日諸侯の留守 居を戒諭す ○十二月五日畫人佐伯岸駒歿(年九〇) ○是年緒方洪庵大阪に蘭學塾を開く。	○三月十日江戸城西丸焼く ○四月十七日江戸大火 ○閏四月十日節儉を令す(天保改革の初) ○ 六月大判金改鑄 ○八月朝水戸齊昭封事を將軍に上り内憂外患を論ず ○十一月十三日諸侯の留守 居を戒諭す ○十二月五日畫人佐伯岸駒歿(年九〇) ○是年緒方洪庵大阪に蘭學塾を開く。	○正月始めて袴を着す ○是月始めて家學教授見習として藩校明倫館に登 る。爾來嘉永四年迄杉家又は玉木家に同居す。玉木文之進、杉家宅地内に 新宅を營み別居す。
○四月淺野小源太吉田の家學後見を命ぜらる ○是年藩主文武師範を城中 に召し親ら學藝を試む、松陰始めて武教全書戰法篇三戰を講ず、藩主其巧 (含密學)を首倡す。	○十一月明倫館に出勤始めて家學を授く、藩の制師家幼少の時は高足をし て教授を後見せしむ、即ち藩命により代理教授を止め林真人・石津平七・ 山田宇右衛門を後見とす ○是年妹壽生る。玉木文之進、松本村新道の吉 田家抱宅を借り轉宅す。	○正月十四日祭禮の華奢を禁ず ○十二月十八日渡邊華山・高野長英投獄 ○是年宇田川榕庵化學 (含密學)を首倡す。	○二月十一日詩人大窪詩佛歿(年七一) ○同十九日大慶平八郎大阪に亂を起し翌月二十六日自刃 (年四二) ○四月二日將軍家齊職を家慶に譲る ○同二十七日毛利敬親家督を相續 ○六月三日前 關白一條忠貞(年六四) ○同十日越後柏崎に一揆起るの報江戸に達す ○同十八日毛利藩主名を 慶親と改む ○同廿八日米船モリソン浦賀入津、成兵之を擊退す ○七月十七日五兩判一分判を鑄 る世に保金と稱す ○是月品川外三箇所に救小屋を設く ○十二月廿一日新鑄一分銀(花銀)の通 用を命ず ○是年玉木文之進國司辰を娶る。

妙なるを奇とし師を問ふに左右答へて玉木文之進と云ふ。

○正月十三日間部詮勝老中任 ○同十八日毛利藩主江戸を發し二月十八日萩に著す ○三月二日國學者小宮山楓軒歿(年七五) ○五月廿七日市中の看板に蘭字の使用禁止 ○八月清商來り英兵の廣東犯人を報ず ○九月十七日青木周弼萩に蘭學を講ず ○十一月十九日光格上皇崩御寶算御七〇歳

○是頃鈴木春山「西洋兵制」を著す。

同十一年庚子二歳 ○始めて剣術槍術を學び、馬術を波多野源左衛門に受く ○閏正月七日妹艶生る ○是年從弟玉木彦介生る。

○閏正月晦前將軍家齊薨(年六九) ○五月九日高島秋帆江戸郊外徳丸原に砲術を試む、長藩藤井平左衛門・内藤佐兵衛をして見學せしむ、尙秋帆門弟に文藩岩國の家臣あり ○同十五日水野忠邦政事改革の令を下す ○七月十四日林述齋歿(年七四) ○九月二十七日毛利敬親林家に入門す ○十月十一日渡邊華山自刃(年四九) ○十二月十一日毛利藩江戸櫻田邸内に有備館を設く ○同十四日谷文晁歿(年七八) ○同廿八日幕府鳥居蘿藏・江川太郎左衛門をして豆相房總を巡視せしむ ○是年前關白鷹司政熙薨(年八一)

同十二年辛丑二歳 ○六月淺野小源太家學後見被免 ○八月玉木文之進家學後見被命 ○十一月石津平七家學後見被免 ○是年藩主の親試に武教全書を講じ、題を探りて詩を賦す。玉木文之進(正韞)松下村塾を起し杉梅太郎・吉田大次郎・安田辰之助・久保清太郎・深栖多門・淺野往來等入門す。清人魏源「聖武記」「海國圖志」を著す、松陰愛讀書の一なり。

○三月十九日天保改曆宣下 ○五月高島秋帆に砲術教授を許す ○六月二日學問教授所を麹町に置く ○七月七日人情本の禁 ○同廿四日異國船打拂令を停め和親令に據らしむ ○八月三日幕府川越藩に相模、今治藩に房總の沿岸警備を命ず ○同九日海防を嚴令す ○十月十七日京都に學問所開設 ○是年阿片戰爭終る。

同十三年壬寅二歳 ○三月廿七日歌人香川景樹歿(年七六) ○四月朔毛利藩主萩郊外羽賀臺に大演習を行ふ ○六月十日下總印旛沼開鑿の命下る ○同十七日幕府新潟奉行を置く ○八月十五日僧義門寂(年五八)

○九月六日儒者青山延干歿(年六八) ○閏九月十一日國學者平田篤胤歿(年六八) ○同十三日水野忠邦老中被免 ○是月阿部正弘老中任 ○十二月十四日國學者村田了阿歿(年七二) ○是年長藩周布政之助等喫鳴社を創設し文學を練る。

同十四年癸卯一歳 ○二月香川千藏家學後見被命 ○九月父百合之助百人中間頭兼盜賊改め方に任せらる。玉木文之進家學後見被免 ○同廿四日妹艶歿 ○同廿七日祖母岸田氏歿 ○十月玉木文之進八組證人役被仰付、勤續約二箇年 ○是年妹文生る。

○三月廿七日歌人香川景樹歿(年七六) ○四月朔毛利藩主萩郊外羽賀臺に大演習を行ふ ○六月十日下總印旛沼開鑿の命下る ○同十七日幕府新潟奉行を置く ○八月十五日僧義門寂(年五八) ○九月六日儒者青山延干歿(年六八) ○閏九月十一日國學者平田篤胤歿(年六八) ○同十三日水野忠邦老中被免 ○是月阿部正弘老中任 ○十二月十四日國學者村田了阿歿(年七二) ○是年長藩周布政之助等喫鳴社を創設し文學を練る。

弘化元年甲辰一歳 ○二月井上七郎二郎家學後見被命 ○九月七日藩主の親試あり、松陰武教全書を講ず。更に特に命じて孫子虛實篇を講ぜしめ感賞して七書直解を賜ふ ○是年外叔久保五郎左衛門家督を嗣子清太郎に譲りて隱居し村童を集めて教授す。爾來繼續して安政年間に至り、後には松下村塾の名を襲用せり。 ○三月佛體琉球に來る ○四月廿八日毛利藩主江戸を發し六月一日萩に著す ○同廿九日劍客會津藩士志賀小太郎・黒河内傳五郎・原貢・烟機三郎・松本友三郎を萩に招く(弘化二年歸國)この中松陰後年の東北旅行の際訪問せし人々あり ○五月六日水戸齊昭隱居謹慎、十一月廿六日解慎 ○同十日江戸城本丸焼失 ○六月十日印旛沼開鑿停止 ○同十四日水野忠邦老中再任 ○七月二日蘭船長崎に來り國書を呈し開國を説く ○八月廿八日蘭使外事を上書す ○十月二十九日文政中鑄造の草字二分金二朱銀一朱銀の通用禁止 ○十二月二日改元 ○是年長藩阿武・大津・豊浦三郡の海岸に砲臺を築ぐ。

同二年乙巳一六歳	
【孝明天皇】	
同三年丙午一七歳	

○是年同藩山田宇右衛門の説に従ひ藩士山田亦介に就き長沼流兵學を兼修す。亦介近時歐夷の東洋侵略を語り皇國に及ばんとする状を説き大いに松陰を激励す。これより慨然天下の事に任す。○亦玉木の松下村塾に入込み松村文祥等と共に勉學す。○十月六日弟敏三郎生る。

○正月廿四日江戸山手大火 ○是月浦賀に新砲臺を築く ○二月十七日米船房州館山に來り我漂民を送致す ○同廿二日水野忠邦老中再免 ○同二十六日間宮林藏歿(年六五) ○三月廿七日江戸下町大火 ○五月英船琉球に來り七月三日長崎に入港す ○八月廿三日長藩武器大檢閱を行ふ ○九月二日水野忠邦等罰せらる ○十一月三日醫杉田玄卿歿(年六〇) ○同廿七日學習院を京都建春門外に建て給ふ。

嘉永元年戊申一九歳	同四年丁未一八歳
<p>○正月十四日玉木文之進御手當物奉行宍戸孫四郎手元役に被任 ○二月二日及十一月某日藩主學館に臨み松陰並に門人の家學講義及作圖を觀る ○三月二十七日周防國湯田に遊ぶ ○四五月頃松下村塾に入込み勉學す ○九月學館の文學秋試あり平内府論を作つて丙科に入る ○十月廿七日林眞人より大石目錄の免許返傳を受く。</p> <p>○二月十一日幕府相房總沿海の守備を命ず ○三月二日毛利藩主萩を發し四月一日着府 ○同廿日外國船松前に來る ○同廿四日信州善光寺平大地震 ○六月廿七日蘭人外交につき再度進言す ○九月廿三日孝明天皇即位禮。</p> <p>○正月十五日玉木文之進御手當物奉行宍戸孫四郎手元役に被任 ○二月二日及十一月某日藩主學館に臨み松陰並に門人の家學講義及作圖を觀る ○三月二十七日周防國湯田に遊ぶ ○四五月頃松下村塾に入込み勉學す ○九月學館の文學秋試あり平内府論を作つて丙科に入る ○十月廿七日林眞人より大石目錄の免許返傳を受く。</p> <p>○二月廿八日改元 ○四月廿四日藩主江戸を發し五月廿七日萩に著す ○五月七日米船松前に漂著 ○八月五日光格天皇(御諱兼仁・師仁)仁孝天皇(御諱惠仁)今上天皇(御諱統仁)の御諱字を缺畫せしめらる ○十一月六日曲亭馬琴歿(年八二) ○是年藤井三郎英學を、村上英俊佛學を各唱ふ ○佐久間象山洋式野戰砲を造る ○品川に砲臺を築く。</p>	<p>英船琉球に來る ○同廿九日朝廷海防の嚴命を幕府に下す ○十月三日幕府所司代をして外國船渡來の狀を上奏 ○同十五日國學者伴信友歿(年七四)</p>

同二年己酉二〇歳

○正月兄梅太郎明倫館居寮生となり二月同館面着方となる。○二月明倫館新築成る、事に與るを以て章服並に金を賜はる。兵學寮捷書及門弟等級の次第を定む。○三月十七日水陸戰略を著して外寇御手當方に呈す。尋で御手當御内用掛を命ぜらる。○五月十五日書を平戸藩士葉山佐内に送り從學の志を陳ぶ。○六月三日玉木文之進遠近方助役に任す。是頃居宅を萩の土原梨木町に移す。○同四日藩主の親試あり武教全書用土篇を講ず。○是月命を奉じ須佐・大津・豊浦・赤馬ヶ關等の海岸を巡視す。○九月一日藩主學館に臨みて家學の作業を觀る。○同三日館内神器陣の始業に當り孫子兵勢篇を講ず。○十月十日門人を率ゐて城東羽賀臺に演習を行ふ、門人にして藩の重臣益田彈正之が將たり。○同十一日對策一通を藩府に呈す。○是年の文書に子義の字を用ゐたるものあり。○「廻浦紀略」「稽古事控」「明倫館御再建控」等を著す。

○二月十五日眼科外科の外蘭方醫術を禁ぜらる。○三月十八日將軍家慶小金原に狩し士氣を鼓舞す。○四月十三日葛飾北齋歿(年九〇)。○閏四月八日英船賀に來る。○五月五日老中奉行等に海防の議を上言せしむ。○九月十一日毛利藩主萩を發し十月十一日江戸に著す。○是月幕府諸國に令し沿海の里程及海深を測量せしむ。○十二月諸侯に兵備を修めしむ。○是年蘭人始めて牛痘の法を傳ふ。

○五月廿七日藩主の文學親試あり中庸獨慎の章を講す。○八月廿日藩主の親試あり、武教全書守城篇籠城の大將心定の條を講す。藩主大いに感動し始めて兼流の意あり。○同廿五日萩を發して九州に遊び十二月廿九日歸

同三年庚戌二一歳

る。此の行小倉・佐賀・大村・長崎・平戸・天草・島原・熊本・柳川・久留米等を歷遊す、平戸に留ること五十餘日葉山佐内・山鹿萬介に家學を叩き、また多く新刊書を讀む、長崎に於ては譯官鄭幹介に支那語を問ひ唐館蘭館に遊び蘭艦に上る、熊本に於て宮部鼎藏等佐賀に於て草場佩川・武富圮南等に交り、その他至る所文武知名の士を訪ひ海外事情に得る所多し、又蛭弟敏三郎のため熊本清正公廟に祈願す。○是旅行中より義卿の字文書に見える。○五月兄梅太郎郡奉行所勤務。○是年「西遊日記」「未忍焚稿」「上覽控」「公事記」等を著す。○玉木文之進奥阿武郡御代官御用に任せらる。

○正月初旬林真人より三重傳の印可返傳を受く。○同十五日藩主松陰に就きて山鹿流兵學の皆傳を受け章服及金を賜ふ。○正月及二月頃土原梨木町の玉木家に寄寓す。○二月十二日藩主に謁し孫子を講す。○同二十日文武稽古萬世不朽の策を上り時弊を痛論す。○三月五日兵學研究のため藩主に従ひ東行す。○同十八日始めて楠公の墓を拜し感激して詩を賦す。○四月九日江戸に達し安積良齋・古賀茶溪・山鹿素水・佐久間象山等に從學し、劍を藩士平岡彌三兵衛の門に學ぶ。又鳥山新三郎・宮部鼎藏・長原武・齋

同四年辛亥二三歳

藤新太郎等と交り文武の業を切磋す。○是頃子義の字を用ふ仙人・猪牙の綽名あり。○同廿七日毎月二回藩邸に兵書の進講を命ぜらる。○六月十一日藩主の上聽あり問當今治民之急務を講す。○同十三日宮部鼎藏と共に先づ鎌倉の叔父僧竹院を瑞泉寺に訪ひ進んで相房沿岸を踏査し廿二日江戸に歸る。○七月二十三日東北諸國の遊歴を許可せらる。○當時松本村新道の玉木氏舊宅を尙ほ松下村塾又は舊塾と稱せし例あり。○十二月十四日故ありて過書の下付を待たず藩邸を亡命して江戸を發す、途中變名して松野他三郎と云ふ。○同十九日先づ水戸に至り永井政介方に投す。○廿四日宮部鼎藏・江幡五郎來り會す、前約に因る。○廿九日宮部・江幡と共に水戸を發し西山及瑞龍山に遊ぶ。○是年「武教全書講草」「未焚稿」「東遊日記」「辛亥日記」「費用錄」「辛亥歲雜抄」「上書」等を著述す。

○正月三日土佐の漂民中濱萬次郎米國より歸る。○二月九日水野忠邦歿(年五九)。○三月五日毛利藩主萩發四月九日江戸著。○同十五日和氣清輝呂に正一位を賜り護王大明神の號を賜ふ。○五月二十八日長藩内諸學校を總て明倫館の教則に準ぜしむ。○是月幕府の砲臺を鳥ヶ崎に築く。○八月十六日藩主江戸を發し九月十九日萩に著す。○十二月廿七日林眞人歿。

○正月二日水戸に歸る。○同四日宮部・江幡及永井政介の子芳之助を伴ひ銚子に遊び、途中鹿島社を拜し宮本庄一郎を潮來に訪ふ。○同十一日水戸に歸り會澤恆藏・豊田彦次郎其他の知名の士を訪ひ頗る水戸の學風に感ずる所あり。○同二十日宮部・江幡と共に水戸を發し北行して白河に至り、

同五年壬子二三歳

こゝに江幡と別れて會津に赴き新潟より出雲崎を経て佐渡に渡り、順徳天皇の御陵を拜し哭して詩を作る。再び新潟に歸り更に久保田(今の秋田)に向ひ、弘前・青森・盛岡・仙臺・米澤等を歷遊す。○四月五日江戸に歸り鳥山新三郎の家に投す。○同十日知友の勧めにより藩邸に入り待罪書を呈す、尋で歸國の命下る。○同十八日江戸を發し五月十二日萩に歸り始め久保家に(歟)後杉家に謹慎して命を待つ、歸來盛に國史國典を讀む。是頃近隣の子弟にして窮に就きて學ぶものあり。○九月(頃)蓬頭子の號を用ふ。○十一月頃より松陰の號を常用す。○十二月九日亡命の罪を以て士籍を削り世祿を奪はれ實父百合之助育みとなる。○同日友人來原良藏・小倉健作・宍道恒太・井上壯太郎等も亦この事に坐し逼塞仰付らる。○是日通稱を松次郎に改む。藩主松陰の亡命を惜み且憐み特に父百合之助に内諭して十年間諸國遊學を請はしむ。○是年「東北遊日記」「猛省錄」「睡餘事錄」「業餘漫錄」「舊鈔」「屏居讀書抄」「辛亥筆記」等を著述す。

○正月十六日藩府松陰の遊學を許す。○某日寅次郎と改稱す。○同二十六日萩を發し讃岐・攝津・河内・大和を經て五月八日伊勢大廟を拜し更に轉

同
六
年
癸
丑
二四歳

じて美濃・信濃・上野を過ぎ同廿四日江戸に入り鳥山新三郎方に投す。是行、大阪の坂本鼎齋・後藤松陰・藤澤東嶽、大和五條の森田節齋、同八木の谷三山、和泉の相馬九方、伊勢の足代權太夫・齋藤拙堂・水沼久太夫、桑名の森伸助等沿道知名の士を訪ひ得る所頗る多し。○三月杉家新道の借宅へ、玉木家清水口に轉居す。○五月廿五日鎌倉瑞泉寺に叔父竹院を訪ひ六月一日江戸に歸る。○六月四日米艦浦賀に來るを聞き直ちに往きて事情を探り十日江戸に歸る。○某日「將及私言」を著し藩邸に呈し君覽に達す藩士中其越權なるを誘り罪を問はんとするものあるも松陰意に介せず、禍の及ぶを顧ず議論益々力め尋で「急務條議」「急務策」等を呈し又「接夷私議」を作。この間佐久間象山等同志の士と日夕時事を討究す。○七月二十六日（頃）妹壽小田村伊之助に嫁す。○九月十三日叔父竹院を鎌倉に訪ひ十五日江戸に歸る。○同十八日江戸を發し長崎に向ふ、これ豫め佐久間象山等と謀り海外視察のため當時長崎に來泊中の露艦に投ぜんとするにあり○十月一日京都に著き梁川星巖を訪ふ。○同二日朝「奉拜鳳闕」の詩あり○同三日大阪より海路豊後に至り熊本を經て廿七日長崎に至れば露艦已に去る。依つて再び熊本を經て十一月十三日萩に歸る。○十一月廿日（頃）宮部鼎藏・野口直之允萩に來る。○同廿四日（頃）宮部・野口と相携へて發程し廿六日周防富海より乗船東上す。○十二月三日大阪著大久保要と會す。○同四日入京梁川星巖・森田節齋・梅田雲濱・鶴飼吉左衛門等と交る。

○同五日宮部先づ發す。○同八日野口直之允と共に京都發、伊勢に足代權大夫・土井幾之助・松田縫殿等を、尾張に秦壽太郎・奥田傳藏・伊藤民之輔等を、其他知名の士を沿道に訪ひ中仙道を經て廿七日江戸に達す。○是月十五日兄梅太郎相州戌衛として東上し翌安政元年正月一日江戸に著す。○是年「將及私言」其他二種「癸丑遊歴日錄」「長崎紀行」「東征稿」等を著す。

○三月六日長藩主萩を發し四月七日江戸に著す。○六月三日ペルリ米艦四隻を率ゐ浦賀に來り和親通商を求む同十二日去る。○同七日長藩大森警衛の命を受く。○同廿二日將軍家慶薨す。○七月一日幕府諸侯に米國書を示し意見を徵す。○同三日水戸齊昭自今登城を命ぜらる。○同十七日露使アチャーチン軍艦四隻を率ゐて長崎に來り和親通商を請ふ十月廿三日去る。○同廿一日品川沖に砲臺築造を令す。○八月四日品川臺場を築く十一月十四日成る。○九月十五日大船製造解禁。○同廿五日諸士をして西洋砲術を練習せしむ。○十一月十四日長藩相州の警衛を命ぜらる。○同廿三日家定將軍に任せらる。○十二月五日アチャーチン再度來り翌年正月八日去る。

安政元年 甲寅

二五歳

じ麻布の藩邸に移す。○同廿三日檻輿江戸を發す。○十月廿四日萩に達し藩の獄に入る。幕命「父百合之助へ引渡在所に於て蟄居申付」とあるも藩府過慮してこゝに至る。○十一月二日「二十五回猛士説」を作つて發憤の由來を述べ爾後この別號を用ふるの意を明にする。○佐久間象山・鳥山新三郎・吉村一郎(浦賀奉行組同心)三郎兵衛(神奈川百姓)白井小助等松陰のことに坐し輕重各々罪せらる。○兄梅太郎四月十一日より屏居謹慎五月十一日許されて歸國六月上旬萩著の上謹慎罪を待つ、十一月漸く許され郡奉行所勤務を命ぜらる。○父百合之助四月二十九日屏居謹慎して罪を待つ十一月三日より八日迄差控六日間にて許さる。玉木文之進も亦病と稱して出です。○是年「幽囚錄」を著す。

○正月十四日ペルリ復た来る。○二月廿七日久坂玄瑞の兄玄機歿す。○三月二日對米條約締結。○同九日毛利藩世子定廣從四位下長門守に任せらる。○同廿一日米艦下田に入る。○廿四日下田奉行を置く。○同廿五日相州警備のため長藩益田彈正部下を率ゐて相州に著す。○四月六日皇居炎上。○同廿六日長藩主江戸を發し五月廿七日萩に著す。○七月十一日日章旗を日本總船印と定む。○同十五日英船長崎に來る。○同廿三日對英和親條約調印。○九月十八日露艦大阪に入る。○十月十四日露艦下田に入る。○十一月四日畿内東海大地震露艦下田に覆没す。○同廿七日安政と改元。○十二月廿一日對露和親條約締結。○同廿三日毀鐘鑄砲の太政官符下る。

同
二
年
乙
卯
二
六
歳

し東上す。○三月九日僧月性萩に來り松陰と文通す。○四月二日「三餘說」を作りて自ら警め書を読み大いに奮勵す。○同十二日野山獄囚のため孟子を講じ始む、獄風これより漸く善に遷る。○九月十三日僧默霖萩に來り互に文通を始む。○十一月六日兄梅太郎の女豊生る。○十二月十五日當時松陰に對する藩府の處置過重の評あり、この日遂に獄を免されて杉家に錮し外人に接するは禁ぜらる。然れども近隣の子弟中密に就きて學ぶ者あり。

○是年「野山獄文稿」「野山雜著」「獄中俳諧」「賞月雅草」「冤魂慰草」「回顧錄」「清國咸豐亂記」「書物目錄」「抄制度通」等の著述あり。

○正月五日對米和親條約締結。○同十六日江川太郎左衛門歿(年五五)。○二月四日蝦夷地を幕府の直轄とす。○三月廿二日露將ブチャーチン造艦を終り伊豆戸田村を去る。○五月十九日桂小五郎東上す。○同廿六日村川清風歿す。○六月八日蘭人蒸氣船及鐵砲を獻ず。○七月十五日異船長州萩の海上を過ぐ物情騒然たり。○同廿八日幕府對英米露和親條約締結を奏上す。○是月幕府長崎に海軍直傳習を始む。○九月二日長藩主萩を發し十月三日江戸に著す。○十月二日江戸大地震藤田東湖・戸川蓬軒歿死。○同十四日この報萩に達す。○十一月廿一日周布政之助逼害被命。○十二月十日劍士千葉周作歿(年六三)。○同廿三日對蘭和親條約締結。○是年廣瀬淡窓歿(年七四)。

同三年丙辰二七歳

研鑽論究し大いに悟る所あり。○九月四日久保氏の爲に松下村塾記を作る。是より先外叔久保五郎左衛門隣家に在りて子弟を教授し松下村塾の名を襲用す。○十月十四日野山獄滯囚概ね放免せらるこれ松陰の盡力大なるによる。○十二月十八日梅田雲濱萩に來り翌四年正月十四日去る。此間松陰と會見す。○是年「講孟餘話」(舊名講孟劄記)「武教全書講錄」「丙辰幽室文稿」「左氏兵戰抄」「明倫抄」「宋元明鑑紀奉使抄」「叢棘隨筆」「丙辰日記」「借本錄」「丙辰歲晚大會計」等の著述をなす。

○正月十二日周布政之助逼塞を免ぜらる。○二月十三日蕃書取調所を九段坂下に設く。○同十九日長藩主江戸を發し三月十八日萩に著す。○四月廿五日幕府講武所を開く。○六月三日二分金鑄造。○七月廿一日米總領事ハリス下田に來る。○同廿九日友人鳥山新三郎歿す。○八月廿五日江戸大暴風雨被害多し。○十月廿日二宮尊徳歿(年七一)。○十一月五日國學者足代弘訓歿(年七三)。○同十日對露通好條約締結。○十二月十七日萩小畠にて丙辰丸を造る。

同四年丁巳二八歳

目を惹くに至り松陰大いに喜ぶ。○十二月五日妹文久坂玄瑞に嫁す。○是年「丁巳幽室文稿」「吉田語略」「討賊始末」「外蕃通略」「外史彙材」「二十一回叢書」「吉日錄」「野山獄讀書記」「丁巳乘」等の著述あり。

○正月十二日來原良藏相川戌衛に赴く。○同十八日蕃書取調所を開く。○三月池内大學・南摩三郎萩に來る。○四月十一日築地に軍艦教授所を設く。○五月廿六日米使ハリスと和親條約調印。○閏五月十三日丙辰丸大阪に同航し六月廿四日萩に歸る。○六月十七日老中阿部正弘卒(年三九)。○八月四日露艦長崎に入る。○同廿九日對蘭條約締結。○九月五日長藩主萩出發十月五日江戸に著す。吉田營太郎從ふ。○同七日日露條約追加に調印。○同十六日烈婦登波松本村に來る。○十月廿一日米使ハリス登城して將軍に謁し國書を呈す。○十二月十六日長藩主從四位上に叙せらる。○幕府通商條約締結の可否に就き諸侯の意見を徵す。○是年秋良敦之助入車船を發明す。○清國英佛と戰ひ萬延元年和議成り北京條約を締結す。

○正月六日「狂夫之言」を作。○是月「吉田氏略叙」成る。○二月十九日竹島開拓の意見を書し久坂の東行に托して江戸の桂小五郎に寄せ其の實現を謀らしむ。○當時松下村塾と明倫館の人士間に不和のことあり、廿五日僧月性と會見し、廿六日又書を寄せて和解を謀る。○三月十一日是より先松下村塾の門人日に増加し塾舍狹隘なるを以て増築に着手し是日工事粗々成る。○是月塾生十數名須佐の育英館に遊び大に志氣を鼓舞す。翌四月須佐の塾生七名松下村塾に來りて盛に研鑽す。歸るに及び塾生四名亦た之に從ふ。○四月十二日時事に關する策問を門人に與へ激勵太だ力む。○中旬より肺を病み(今日感冒の類歟)臥床十數日に及ぶ。○五月十二日勅諭及び幕問萩。

に達す、松陰即ち對策一道を草す。○十六日使に托して「對策」「愚論」を染川星巖に贈る、星巖之を天覽に供す。○六月七日頃中谷正亮・荻野時行の上京に托し、「續愚論」を星巖に贈る。○同十五日此頃憂國の情益々深く論策謀議其時弊に中る、是日藩侯江戸より歸り「狂夫之言」等を見、國相益田彈正をして更に上書建言することを得るの旨を傳へしむ。○七月七日玉木文之進船木代官に任せらる。○同十日久保清太郎檢使役となり、同廿日山鹿流軍學檜古場頭取役を免ぜられ尾寺新之丞代る。○同十三日「議大義」十六日「時義略論」「議辭兵庫海防」等の文成り各藩當局に示す。○廿日藩府特に家學教授の爲に門人を引見するを許す、松陰君恩に感激して益す計畫謀議する所あり。○廿三日當時井伊大老遷幸を請ふの風説あるを聞き御直目附清水圖書に書を與へ、兵庫警衛と稱して兵を派し勇士二十人を選んで京都附近に密動せしめ萬一に備へんことを懲慮す。○是頃松下村塾の極盛期にして世に喧傳さる。○八月一日是より先塾生盛んに兵を練る、この日より防州戸田村の壯士二十六名來塾して連日銃陣を學ぶ。十八日塾生主となり萩郊外大井濱にて演習を行ふ。○九月九日書を江戸の松浦松洞に贈り水野土佐守暗殺の策を授く。○同廿七日「時勢論」を作りて天勅の降下、義士の招集、外夷撻伐等の急務なるを論じ、廿八日大原三位に長門下向を勧むるの書を作り、共に伊藤傳之輔の上京に托して大原三位に贈る。○十月赤根武人を亡命せしめ伏見の獄を毀つの策を授く。○十一月六日同

同

五

年

戊
午二
九
歲

志十七名と血盟して老中間部詮勝を要擊せんと謀り願書案文を藩府要人に示して聲援を求む。且つ父・叔父・兄に宛て永訣の書を草す。○同十一日更に「己未御參府議」を草し來春藩侯東觀の失計なるを論ず。○中旬間部要擊の策成り十二月十五日を以て出發せんとす。藩府大いに憂へ同廿九日旨を諭して一室に嚴囚せしむ。○十二月五日遂に借牢願出の形式により投獄の命下るに至る。門人八名師の罪名を問はんと藩の要人に迫り翌六日舉動不穩の廉により幽囚せらる。○時に父百合之助疫病に罹り重態なるを以て看護の爲め投獄延期を願ひ許可せらる。○同廿六日父の病勢衰ふるを以て遂に獄に入る。○同廿九日水戸の密使と稱して關鐵之助・矢野長九郎萩に來る。松陰獄中より門人をして之に謀らしむれども事成らす。翌年正月七日遂に萩を去る。○是年「戊午幽室文稿」「幽窗隨筆」「讀綱鑑錄」「急務四條」「西洋歩兵論」「松陰詩稿」「松下村塾食料月計」「松下村塾食事人名控」等の著述あり。

○正月廿一日關老堀田正陸上京の途に就き二月五日著京同九日參内し日米通商條約の勅許を奏請す。勅允を得ず。○二月廿日久坂玄瑞東上す。○是月周布政之助遠近方兼右筆唐船方に任せらる。○三月五日來原貞藏通塞を命ぜらる。○同十二日八十八卿參朝勅文を改められんことを請ふ。○同廿日勅諭渙發さる。○四月廿三日井伊直弼大老となる。○同廿五日幕府諸侯に條約調印の可否を問ふ。○五月十一日僧月性寂す(年四二)。○同十二日長藩主江戸を發し六月十五日萩に著す。○同十四日周布政之助東上し途中藩主に謁し六月九日萩に歸る。○六月十九日日米條約に調印し廿一日宿次奉書を以て奏上、廿二日諸侯に告ぐ、世論沸騰す。○同廿一日長藩の相州警衛を止め兵庫警衛を命

す ○ 同廿四日齊昭・慶篤・慶恕等不時に登城して條約調印を詰る ○ 同廿五日幕府紀伊慶福(家茂)を繼嗣に定むる旨を布告す ○廿六日酒井忠義京都所司代となる ○七月四日將軍家定薨す(年三十五) ○同五月齊昭等罪せらる ○十日日蘭條約、十一日日露條約、十八日日英條約各調印 ○同廿一日入江杉藏十五日生田良佐、廿日高杉晋作東上す ○同十六日島津齊彬歿(年五〇) ○同廿山縣小輔等上京す。八月中下旬前後して歸萩 ○八月八日水戸に所謂戊午の密勅を降し正義の十三藩に傳達せしめらる。廿一日萩に公卿の密使達す ○廿五日周布政之助上京し十月八日萩に歸る。密勅密使に關はる ○是月前後よりコレラ病流行し死者約三萬と稱さる ○九月二日梁川星巖歿(年七〇) ○同三日日佛條約調印 ○同七日梅田雲濱捕はる ○同十七日老中間部詮勝上京十月廿四日參内條約勅許を奏請す ○同十七日赤根武人京發歸國の途に就く。十月亡命上京す ○同十八日鶴飼吉左衛門父子・飯泉喜内廿二日頼三樹三郎・小林貞典廿七日日下部伊三次捕はる ○同廿七日鹿持雅澄歿(年六八) ○十月廿三日橋本左内捕はる ○同廿五日家茂將軍に任せらる ○十一月五日山縣牛藏歸藩 ○同十五日長井雅樂東上す ○同十六日西郷隆盛僧月照と薩摩渴に入水す ○十二月八日甲谷岩熊、正親町三條實愛の密旨を受けて萩に來り十五日去る ○同十六日井上與四郎東上す ○同十七日日下部伊三次獄死す ○同十九日桂・來島江戸より歸る ○同廿三日周布政之助東上す ○廿七日伊藤傳之輔・野村和作萩に歸り嚴囚に處せらる ○同晦日朝廷間部老中を召し鎖港猶豫の勅を賜ふ。

○正月十五日播磨人大高又次郎、備中人平島武二郎萩に來り要駕策を畫す。松陰大いに喜び爲す所あらんとし知友門人をして奔走せしむ ○同廿三日二士志を得ずして歸る ○同廿四日時事に憤慨して午後より食を断ちしも父兄叔父の諫により翌日夜より食を攝る ○同廿六日入江・野村・吉田・朝廷間部老中を召し鎖港猶豫の勅を賜ふ。

品川等二十五日放免せらると聞き大いに喜ぶ ○是月同囚安富惣輔の發案せる清末策を實現せんとせしも亦成らず ○二月廿二日玉木文之進郡用方に任ぜらる ○同廿四日要駕策に應する爲野村和作をして脱走上京せしめ、併せて是月十四日起草せし太原三位に差出す書及近著「墨使申立の趣論駁條件」とを托して三位に贈らしむ ○同廿七日安富惣輔獄を出で大島に流さる。即ち脱して和作の後を追はんことを松陰指導せしも事破る ○是日「要駕策主意上」成り三月十九日「同下」成る ○廿八日入江杉藏松陰と策應せし廉により岩倉獄に投ぜらる ○三月五日前年來藩主の參府を止めんとせしも遂に成らず、是日東覲の途に上る。松陰大いに之を憂慮す ○同廿二日野村和作捕へられて岩倉獄に投ぜらる ○同二十六日頃時事を憤りて書を門人知友に送り賜死の周旋を乞ひ、一方入江・野村等と頻りに生死の問題を討究す ○是月兄梅太郎三田尻筆者役に任ぜらる ○四月十九日幕府より江戸藩邸へ松陰東送の命下る。長井雅樂・小倉源五右衛門令を傳ふる爲め廿一日頃江戸を發し五月十三四日萩に著す ○當時信濃人北山安世萩に在り夜中窃に獄に來り面會す ○同廿五日佐久間象山に書を贈り時事を問ふ ○五月二日「知己難言」を六日「庸書檄」を草す。共に時事悲憤の餘に出づるなり ○同十四日東送の報至る。松陰從來の經緯と決心とを草し藩名を傷つけざらんことを明にする ○東送の報傳りて以來門人知友獄に來りて別を惜む ○同廿四日東送の命下る。司獄福川犀之助特に

松陰をして杉家に歸り父母親戚に訣別せしむ ○同廿五日一旦獄に還り懲
輿を以て萩を發す。父百合之助兄梅太郎職を褫はれ謹慎を命ぜらる ○六
月廿四日江戸に著し櫻田の藩邸に囚はる。邸内にて一應藩吏の取調を受く
○七月九日幕吏の訊問を受け傳馬町の獄に下る。爾後九月五日及十月五日
訊問を受け十月十六日口書読み聞かせあり ○十月二十日父・叔父・兄宛
永訣書を認む ○同廿六日「留魂錄」を作る ○同廿七日（陽曆十一月廿
一日）評定所に於て罪狀の申渡しあり四ツ時（又は九ツ時と傳ふ）傳馬町
獄舎に於て死刑に處せらる ○同廿九日尾寺新之丞・飯田正伯・桂小五郎・
伊藤利輔等遺骸受取に奔走し、是日漸く小塚原回向院下屋敷常行庵に葬る
○是年「己未文稿」「李氏焚書抄」「李氏續藏書抄」「東坡策批評」「鴻鵠志」「
孫子評註」「坐獄日錄」「照顏錄」「東行前日記」「讀餘雜抄」「汪文抄」「縛
吾集」「涙松集」「留魂錄」（「拙抄」は年代不明）等の著述あり。

○正月廿五日伊藤傳之輔獄に投ぜらる ○二月十五日久坂玄瑞東國より歸る ○同十七日幕府の内
奏により青蓮院宮・一條内大臣等謹慎を命ぜらる ○同廿日間部詮勝京都を去る ○同廿一日江戸
大火 ○同廿二日土佐侯致仕す ○四月廿二日幕府の内奏により鷹司・近衛・三條・東坊城等の公
卿處罰さる ○六月二日露蘭佛英米と神奈川・長崎・函館にて貿易を令す ○同廿六日長藩世子定
廣江戸發七月廿七日萩着 ○八月十一日松陰の友人口羽徳祐歿す ○同廿四日佐藤一齋歿（年八八）
○同廿七日幕府徳川齊昭・慶篤・慶喜・川路聖謨・岩瀬忠震・永井尚志等を罰し安島帶刀を切腹に
茅根伊豫之助・鶴飼吉左衛門・同幸吉を死罪に、鮎澤伊太夫・小林良典を遠島に、池内大學を追放
に、村岡局を押込に各處す ○九月十三日幕府條約批准の爲新見正興等を米國に派遣す ○同十四

文久元年	萬延元年	同二年	壬戌	辛酉	庚申	一 年	歿後	二 年	歿後	三年

日梅田雲濱獄死（年四四） ○十月七日賴三樹三郎（年三五） 橋本左内（年二六） 飯泉喜内等死刑せ
らる ○同十七日高杉晋作江戸を發じ歸國の途に就く。途中松陰の命により京都なる小林良典の留
守宅を訪ぶ ○同廿七日勝野森之助・日下部祐之進を遠島に、勝野保三郎を押込に處す。松陰の知
人には長谷川宗右衛門・同速水・大久保要等處罪さる。

○二月七日松陰百日祭を杉家に行ひ前髪を團子岩墓地に葬る、門弟知友參
拜するもの十餘人 ○閏三月十三日藩府父百合之助を逼塞に處し五月四日
退隱を命じ兄梅太郎に家を嗣がしむ、松陰生前の監督不行届の故による
○七月（頃）久坂玄瑞江戸に在り小塚原の墓碑を改修す ○十月廿一日藩
府玉木文之進・久保清太郎・兒玉太兵衛に遠慮申付く、親戚として監督不
行届の故による ○同日福川犀之助松陰東行の前日獨斷にて歸家を許した
る廉を以て遠慮被申付。

○十二月一日松下村塾同社中の一燈錢申合せる、名を連ぬるもの二十餘
名。

○十月十七日在京の久坂・寺島其他松陰生前の門人知友發起にて慰靈祭を
京都蹴上に行ふ ○十一月十七日藩府父百合之助の懲罰退隱を免じ、兄梅
太郎を官に任す ○同廿八日勅命により幕府大赦令を發して松陰等の罪を
免す ○是月松門の志士主となりて攘夷血盟書を作る。

同三年		癸亥		四年		歿後		同三年		癸亥		四年		歿後	
元治元年	慶應元年	元治元年	慶應元年	元治元年	慶應元年	元治元年	慶應元年	元治元年	慶應元年	元治元年	慶應元年	元治元年	慶應元年	元治元年	慶應元年
【明治天皇】	【明治元年】	乙丑	甲子												
同四年	同五年	戊辰	己巳												
【明治元年】		九九年	歿後年	六六年	歿後年	五五年	歿後年	四四年	歿後年	三三年	歿後年	二二年	歿後年	一一年	歿後年
同四年	同五年	庚寅	辛卯												
同廿三年	同廿二年	己丑	庚寅												
同廿一年	同廿一年	戊子	己丑												
同廿二年	同廿一年	丁亥	戊子												
同廿三年	同廿二年	庚寅	辛卯												

○正月五日高杉晋作・伊藤利輔・品川彌二郎・山尾庸三・白井小助・赤根武人等主となり、小塚原の松陰の墓を荏原郡若林村（現世田谷區若林町）に移す ○同十七日藩府父百合之助を起して官に任す ○四月一日藩府兄梅太郎に命じ松陰の遺書を蒐めて明倫館に出さしめ生徒の誦讀に供し大いに尊皇の志氣を鼓舞す ○同二日藩命により吉田家再興仰付らる。松陰終身娶らず子なし、故に兄梅太郎の長子小太郎之を相續し家祿故の如し ○是年松門出身の輕卒入江九一・山縣小輔・品川彌二郎・杉山松助・伊藤春輔・野村和作・吉田榮太郎等先年松陰に師事し篤く尊攘の大義を遵奉するの故を以て士籍に列せしめらる。
○五月二十五日山口明倫館に楠公祭を行ひ村田清風・吉田松陰・來原良藏等を從祀す。當日藩主及五卿參拜す ○七月松門の志士主となり奇兵隊血盟約書を作る。文中先師松陰の遺志を奉する旨を記す。
○八月廿九日父百合之助病歿（年六三） ○十月廿五日馬關櫻山招魂場に於て高杉・山縣・伊藤等主となり松陰慰靈祭を行ふ。
○二月十七日藩府毎年松下村塾に藩札七百目を給し塾舍修繕の資となさしむ。村塾は松陰歿後門人・玉木叔父・兄梅太郎等に主持せられ明治廿五年頃に及ぶ。
○三月十二日杉民治（梅太郎）の女道子吉田家を相續す ○五月十二日吉田道子歿す ○八月十三日松陰の妹婿兒玉祐之の次男庫三吉田家を相續す。
○十一月若林墓畔に松陰神社を建つ、事天聽に達し恩召を以て金壹封を賜はる ○十二月三十日松陰の自贊肖像・留魂錄・奉拜鳳闕の詩幅天覽に達す。
○三月門人品川彌二郎松陰の遺志を繼ぎ、尊攘堂を京都高倉通錦小路に創設す。後京都帝國大學構内に移す。
○五月五日別格官幣社靖國神社に合祀せらる。
○六月廿三日有栖川宮熾仁親王松下村塾並に杉家に台臨あらせられ松陰の遺事を問はせ給ふ ○八月松下村塾改修成る ○同廿九日母瀧子病歿（年

八四) ○是年杉氏の邸内に松陰の祀堂を建つ。

同四十年	丁未	四〇年	歿後
同四十一年	戊申	四九年	歿後
大正十一年	壬戌	六三年	歿後
同十五年	丙寅	六七年	歿後
昭和七年	壬申	七三年	歿後
同八年	癸酉	七四年	歿後

○十月三日松下村塾の域内に松陰神社を創建し縣社に列せらる。
 ○皇太子山口に行啓あらせられ、十一日御使あり松下村塾及松陰神社並に
 杉家に就て遺著遺物を視察せしめ給ふ ○十月十五日宮中より特別の恩召
 を以て東京松陰神社に祭祀料を賜はる ○翌十六日皇太子よりも亦御下賜
 せらる ○同十八日東京松陰神社に殉節五十年祭を舉ぐ。

○六月二日吉田庫三歿し未亡人茂（杉山久一女）當主たり。

○五月三十日皇太子萩に行啓あらせられ松陰神社に御會釋を賜ひ、松下村
 塾・幽囚室並に誕生地を御視察遊ばさる。

○二月十二日東京松陰神社府社に列せらる ○四月廿日廿一日東京松陰神
 社昇格報告祭執行の趣被聞食宮中より特別の恩召を以て祭祭料を賜はる。

○八月十九日澄宮（三笠宮）殿下萩市に御成り遊ばされ松陰神社に御會釋
 を賜ひ松下村塾・幽囚室並に誕生地を御視察遊ばさる ○十月廿日山口縣

人桂彌一故品川彌二郎の遺囑を果し山口縣長府に長門尊攘堂を建つ。

昭和十八年一月十日初版印刷
昭和十八年一月十五日初版發行

3.000 冊

監修者

雜賀 博愛

發行者 東京日本橋區馬喰町二ノ二
株式會社興文社
代表者 姉小路基衛



勤皇志士叢書
吉田松陰集

出文協承認 350037 號

◎ ￥ 2.50

發行所 株式會社興文社

印刷者 靜岡縣濱松市元城町一七三
株式會社開明堂

印刷者 高田壬午郎
（印協中聯第五五號）

（日本出版文化協會番號二〇五一九）

東京日本橋區馬喰町二丁目二番地一
電話浪花〇四〇・六四〇・六四〇
振替口座 東京一八四四番

配給元 日本出版配給株式會社

東京神田淡路町二ノ九

947
3

終

◎ 定價金貳圓五拾錢

